

# 女性史研究

特集 「家族の起原」100年



第19集 '84・12

編集・家族史研究会

ないよう

特集 『家族の起原』 100年

「女文化研究センター」の仕事	松浦さとみ	1
✓山本琴子をさがしもとめて 女性史研究の先駆者	緒方 和子	2
✓大岡昇平における『家族の起原』	光永 洋子	8
H・クーノー邦訳書目録	緒方 都	9
ロリマー・フェイスンにいて	小玉 稜子	11
マリノウスキー批判 (I) トロブリアンド諸島民のクロー式親族名称体系	石原 通子	12
母たち (II)	R. S. プリフォー 訳・石原 通子	24
オーストラリア・カミラロイ族の集団婚	J. J. バッハオーフエン 訳・石塚 正英	27
『起原』雑感	杉原 四郎	38
モルガン・エンゲルスによせて	松井 秀枝	43
✓エンゲルスをささえた女人たち 『家族の起原』における近代婚姻法	布村 一夫	44

# 「女文化研究センター」の仕事



松浦さとみ

比治山女子短期大学に、「女文化研究センター」が開設されたのは、昭和57年4月であった。早いものでもう3年になる。とはいえ、1年目は参考にすべき研究施設も少なく、暗中模索の状態でも過ぎて来たため、実質的な活動を始めてからは、1年半しか経っていない。

この研究センターの創設にあたっては、学長清水文雄教授が長年温めてこられた、『男と女』というテーマを、女子教育を担当する本学のテーマとして発展させたい（女文化研究センター『年報』第一集）という考えが基盤となっている。そしてその目標は、「文化」に関して、女性がどのように創造性を発揮し、創造力を駆使してきたかを、歴史的・理論的に研究することにある。ここに、世間一般の「女性問題研究」と少し違った面が見られる。一般の多くの「女性問題研究」は、これまで抑圧されていた女性の家庭的社会的地位を、男性のそれと同等のものにすることを目指したものであるのに対し、当研究センターは、文化創造主体としての「女」をとらえていこうとしているのである。

ところで、研究センターの具体的な動きとしては、先ず事務的分野を大きく3つに分けることができる。初めに、研究図書を購入及び整理。次に、新聞紙上の女文化関係記事のスクラップ・ブック作成。そして、他の研究機関・婦人団体に関する資料集収である。さらに、事務的活動と平行して、年間の女文化に関する研究成果を公表する『年報』の刊行も重要な任務となっている。

なお、『年報』第一集は、本学教職員の尽力により、本年3月31日付けで刊行することができた。広い範囲の方々にお読み頂いて、御指導頂ければ幸いと思っている次第である。

最後に、名称として、世間に広く見られる「女性」を使わず、「女」を用いて「おんな文化」と言ったのは、「おんな」が「女人」を直接指しているのに対して、「女性」が「女の性質」「女らしさ」を通して、間接的に「女人」を指すからである。

女の創造性に直接かかわることを願って、学長は「女」を選んだのである。

(比治山女子短期大学・女文化研究センター)

# 山本琴子をさがしもとめて

女性史研究の先駆者



緒方和子

(1)

今年の8月に発行された「地域文化研究」誌第4巻第3号に、「高群逸枝と熊本」をかいたが、そのおりに、あらためて高群逸枝について聞きがきをし、彼女の著書をよみなおした。そして彼女の『母系制の研究』(1938年)が出版される前に、すでに中山太郎『日本婚姻史』(1928年)、渡部義通『日本母系時代の研究』(1932年)、そして山本琴子の論文「婚姻関係を中心として見たわが上代の母系及び母権について」(「歴史科学」誌1933年3月号)があったことを書いたのであった。さらに「歴史教育」誌の特輯号「女性史研究」(1937年6月号)もあった。これらの諸労作は、高群によって女性史の研究がはじめられたのではないということをしめしているのである。かりに女性としてはじめて女性史研究にとりくんだのが自分であると、高群じしんが自負しても、じつは山本琴子によって新しい女性史研究がはじめられていたのである。その山本琴子は、母権や母系についてのさきの論文を発表したのであるが、同時に「日本古代史研究座談会」がもたれた記録がその論文とともに発表されているのである。その出席者は、「渡部義通、早川二郎、細川亀市、山本琴子、田村榮太郎、佐久達雄、長曾我部氏、中村白揚社主(順不同)」となっている。さらにつぎの「歴史科学」誌4月号の「読者の声」の欄に、執筆者への熱望として山本琴子は「どの論文も漢文が多いばかりか文章そのものも学術的だったりして、私共が最近読みつけている翻訳もの何かに比べてとてもよみ辛い、あれではよほど専門的知識の探求者でない限り讀まないでせう。どの論文も讀んで見たいと思いました。しかしどの論文も二・三度休まねばならぬ仕末です」とのべて、「歴史科学」誌への新しい使命への期待と一般の人々によみやすいようにとの希望をのべているのである。このあと彼女は「歴史科学」誌に執筆していないのである。

(2)

このような山本琴子を調べていくなかで、モルガン『古代社会』上巻が山本琴・佐々木巖訳として1930年に出版されていることがわかった。その本のうらにある広告では、山本琴だけの一人による『古代社会』の新刊案内がある。ここでもやはり「山本琴」だけで、「子」の字がないので、この山本琴がさきの山本琴子であると確定できなかった。

高群逸枝の『女性二千六百年史』(1940年)に「世田ヶ谷より」がおさめられているのを思い出して、よみかえしていくうちに、「琴子さん」という見出しが目にとびこんできた。これが探していた山本琴子ではないかと胸おどらせながらよみます。そこでは「その頃、山本さん御夫婦はよく宅に見えられた。夫人はもと並木琴子さんといって山本氏に嫁られる前からの知合ひで、その結婚についても相談をうけたのであった。こちらに越してからは、ついお便りもなくなっていたが、突然の山本氏の来信で琴子さんが一昨年の四月になくなられ、その半生の生活を主題としたものをこんど松田解子さんが、『女性線』といふ書物にして出されるので、読んで欲しいとのことであつた。……私は當時一生の仕事として女性史を書く決心を固めたときで、新婚の琴子さんにも、これから一緒にはじめようではないかと、勧めたことであつた」(229頁)と高群はかいている。高群と山本琴子とは親しかったのである。さらに高群の『日記』1929年の「2月23日……午後並木女史、夫君山本三吾さんとみえる。山本さんは非常にいい人である」とあり、同年の「3月18日、岡田、山本夫妻みえる。琴子さんから結婚式の折詰をいただく」。さらに「8月1日、紺野義重、山本夫妻、延島夫妻みえる」とも、「9月14日、山本夫妻、小山来。付近の貸家を案内する……」ともかかれ、「10月6日、山本三吾さん。その新訳『マルキシズム国家観』(改造文庫)」と、たんねんに山本三吾と琴子の来訪が記録されているが、このあと山本夫妻の消息はかかれていない。

『高群逸枝全集』第10巻の1928年の年譜欄には「……心にそまぬ売文執筆のあけくれに健康がそこなわれてきた」とあるが、「婦人公論」誌で山川菊栄と高群のアナ・ボル論争があつた。1929年になって「女人芸術」誌7月号から翌年の1月号まで、ふたたび高群たちによるアナキズムとマルキシズムの論争がおこつた。そして高群は1930年の3月「婦人戦線」誌を発行している。この間の1929年に、山本三吾と琴子がたびたび高群を訪問しているのである。このときにモルガン『古代社会』や、エンゲルス『家族の起原』について話しあわれたことと思われるのである。そして『マルキシズム国家観』が三吾から送られているので、『日記』には記録されていないが、山本琴子訳『古代社会』上巻や山本三吾訳『古代社会』も高群に送られたか、または刊行の通知をうけて読んでいると推そくしたい。

### (3)

さきにふれられた『女性線』であるが、著者である松田解子さまは、「女人芸術」誌の1928年～1932年に「飢餓途上」(1929年3号)、「乳を賣る」(1929年8号)など、自分の生活体験によつたものや、実体調査の上での作品をつぎつぎに発表されている。50年ごのいまも読者にそのなまの体験がじんと胸につたわって感動させられるのである。このように活躍され、いまも文学界で活躍されている方である。

松田解子さまのわかかわかしいお声を電話でおききしたときの嬉しかったこと、まるで琴子におあいしたような気持であった。だが松田さまも、やがて50年前のできごとで、琴子の夫の名前も急には思い出せないし、そのごの消息についてもわからないが、ともかくもあの太平洋戦争のためにいっさいの資料が灰となり、著書の『女性線』ですら古書店で求めた始末ですとのことであった。

講演会や資料調査のために旅行されて、席のあたまる間もないほど活躍されている松田さまに、不しつけにも山本琴子・佐々木巖訳の『古代社会』の表紙をコピーしておくり、琴子の翻訳かどうか、佐々木巖とはどんな方かなどおたずねした。折りかえしつぎのような返事をいただいた。

「山本琴子さんは当時プロレタリア科学者同盟の一員でしたから、モルガンの『古代社会』の翻訳は同人だと思えます。当時の私は直接には知りませんでしたが、ご良人の協力を得て翻訳することは可能だったと思えます……共訳者については全く知りません。知っていたとしても或いは誰かのペンネームである可能性もありますね」とのことであった。さらに「御良人は山本三吾さんで、たしか早大の講師だったように思います。……弾圧はげしいなかで、琴子さんとの死別後、そして『女性線』の出版後は、三吾氏が再婚されたとき、おしらせも頂き、新しい夫人にもあったのですがそのあとは交際は願わずにいましたし、そのまま今日に及んでしまいました。したがって今どちらにご健在かどうかもわかりません」とのことである。さらに琴子のことについて、「清潔感のある小作りな一見して可憐清楚な新しいインテリ女性タイプで、しかも高ぶったところの微塵もない当時としても稀有なタイプで、わたしは忘れられずにいました。三吾氏もいかに心暖かそうな学者タイプの紳士で研究業績もお持ちの筈ですが残念ながらその記憶はありません」とくわしくおしえていただいた。これによって、山本三吾訳のモルガン『古代社会』（1932年12月）は、琴子の夫による邦訳であることがたしかめられたのである。そして「プロレタリア科学研究」誌（1932年12月）に山本三吾訳『ドイツェ・イデオロギー』の近刊予告が出ていますが、これは出版されなかったらしいとのことである。山本三吾は1927年から1932年まで早稲田大学専門部政治経済科の英語教員（講師）として在籍されていた。当時の住所も調べていただいたが、そのごの消息は不明のままである。<sup>(1)</sup>  
<sup>(2)</sup>

#### (4)

したがって山本琴子の人となりについては、松田さまの『女性線』だけでうかがい知るだけである。この本に登場する人物は変名であるが、「篤子」は琴子であり、「譲」は三吾で、「藍子」は松田さまのことである。そして文学的な虚構の想像物でなく、できるだけ琴子の全要素を忠実に再現したとのことである。それによると、九州のある都市に生れ

結核で身内のものが亡くなり、五年制の女学校を卒業したときはただ一人のこった父親を百姓をして慰めていた。その父親も亡くなったので上京した。そして自由主義的な書物の出版社で社会思想関係のものを主とする部門に婦人編集者としてつとめた。やがて原稿をもらいにいった山本三吾との出会いは結婚へと急速に進展していった。さきのべたように結婚については、高群にも相談している。「琴子さんが一昨年の四月になくなられた」とあるが、『女性線』が1937年12月に出版されているので、1935年の4月に琴子は死亡したとみられる。

「研究上の話題が夫婦差向いでのはる場合篤子の口唇はきつく盛りあがるのが常だった、自分にハンデキャップを認めない態度が自然に相手に対して峻厳になってゐるのだった。結婚前から、家庭にゐた数年を経、現在に至るまで続けている女性史の研究に関連して、二人はよく議論をやった。議論の結果を切り離して云へば、軍配はより譲の方であった。しかし篤子はそのことから自分の成長を認めることが出来、ふかい喜びを味ふのだった」(31頁)。そして彼女の机の上には、「婦人と家族制度、女工虐待史、浮浪者と賣笑婦の研究、産業合理化と婦人問題等々の婦人に関する本が、エンゲルスやベーベルのものの中に混っていた。その間には別の一塊りをなして古事記、日本書紀等の類が重なっていた」(29頁)とのことである。このような琴子の女性史研究は、より新しい思想をもった夫によってますます思想的にも開花し成長していった。さらに彼女は「女性史は、単に古典の塵埃を掃として生れてはならない。篤子は固くそう信じていたし、人にも語っていた。又古典をよむにしても、一種の術学や、傲慢のために利用するやうな読み方を恐れた。……彼女にとって研究の大いなる魅力は、資本主義の誕生とともに生れた新しい階級の婦人に、壓縮されて示されている女性の、血の通ってゐる女性史的現実だった。それを踏破してみたかった。」(32頁)とすばらしい記述がある。松田さまによって、琴子の女性史への真摯な研究態度がいつくさされているのである。

(5)

1931年6月6日無産者産児制限同盟が誕生した。<sup>(3)</sup>松田さまは「当時、江東のごみごみしたところに住んでいた私をたずねてこられたのが琴子さんなのであいです。」とのことである。知識階級のなかにおいて、比較的山の手に近いところに住んでいた琴子は、労働婦人や貧困家庭の主婦とより多く接することのできる町工場の多い江東区の産児制限相談所で働くようになった。それは彼女が現実のさまざまな女の生きざまを通して、古代の女性たちへの歴史的な追求となり、彼女の生涯の研究である。古代から現代までの真の女性史を書くために必要なことであった。また1931年10月24日、日本プロレタリア文化連盟が創立した。ここでは宮本百合子が責任者として婦人部が設けられた。この構成については記

(4)  
録によると、12の加盟団体からなり、そのなかの産制（産児制限）の代表者として無産者産児制限同盟の山本琴子が加わっている。そして宮本百合子とともに婦人議員4名のなかの一人であり、その機関紙「働く婦人」の編集局に宮本百合子、佐多稲子等9名のなかにも琴子の名前があげられている。百合子が1932年2月宮本顕治と結婚して本郷区動坂に住んでいたが、そこへこのプロレタリア文化連盟婦人協議会の婦人たちが4月8日の夕方あつまることになっていた。だが前日の夕刻にはすでに宮本百合子は留置されていた。このことを「1932年の春」<sup>(5)</sup>の文章から引用すると、「果して六時過ぎ演劇同盟の沢村貞子とプロレタリア産児制限同盟の山本琴子とが留置場へつれられてきた。沢村貞子が動坂の家の方向に歩いて行くとむこうから妙な男と連れ立って山本琴子がやってくる。これはいけないと思い、そのまますれ違いかけたら山本琴子が『アーラー』と声を出して立ちどまりかけた。それでスパイが沢村貞子に気づき『ホ、君も同類か。じゃ一諸に來い』とつれて來られたそうである。沢村貞子はその夕方すぐ四谷署へまわされ、山本琴子だけが自分と一諸に駒込署に検束された。」とある。なお「プロレタリア産児制限運動」誌の第2号に山本琴子は「ドイツに於けるBC斗争」と題してドイツの産児制限運動について2頁にわたって紹介している。

このように弾圧きびしいなかで夫は失業し、翻訳の仕事をしていたがやがて会社勤めに変わり、彼女も女性史の研究はつづけながらも産児制限の仕事から遠のいた。そしてある医学書専門の出版会社につとめたのだった。それから一年ぶりに松田さまの前に「欲しくなったから生むの、いいでせうー」（368頁）と書いてあらわれたとのことである。子どもの産めるからだでないかよわい彼女が無理に子どもを産み、やがて産後の肥だちがわるく、生れた子どもともどもに死出の旅路をたどることになった。彼女の短い生涯に女のすべてが燃えつきたのであろうか。彼女の机の引出しには、「一から十まで女性史研究の基礎的叙述と見得るもので藍子などが、これまで試みようとも思はなかった面白いプランも1～2に止まらず暗示してゐた。中には印刷された論文の類もまじってゐた。『日本歴史に於ける、いはゆる一夫多妻の代表者として、吾々は大国主命を見のがしてはならないであろう』という書き出しの『一夫多妻考』と題するものがあるかと思ふと、最も新しい世界観の上に立った『婦人問題とは何ぞや』というやうな論文もあった。文学的なものは意識的に書かなかつたとかで、『白薔は老ゆ』がただ一つだつた。譲はそれらの発表未発表の原稿の全部を藍子に差し出した」（435頁～436頁）のである。

(6)

1933年の「歴史科学」誌での彼女の論文は、1930年の『古代社会』上巻の邦訳（下巻は見であるが、刊行されなかつたらしい。）によつてもわかるように、この本あるいは『家



族の起原』などを基礎にして、しかも産児制限という実際の体験を通して書かれたものである。ただ『古代社会』の読みとり方が充分でない面もうかがわれる。この論文は伏字が多く読みづらいが、中山太郎や、佐喜真興英『女人政治考』などをよんだことはたしかである。こうして、山本琴子は新しい立場での女性史研究の先駆者の役割をになったのである。したがって、この琴子に指示されて、高群はモルガン『古代社会』をよんだのであろうが、「婦人戦線」誌の廃刊のあとの沈黙のときに、1933年の琴子の論文を高群が読み、これが高群をして日本古代の女性史にはっきりとむかわせて、1938年刊の『母系制の研究』のなかでモルガンについて、わずかにふれるのである。だがこのときの高群はもはやアナキズムさえすてて、その反対物に転じているのである。そしてモルガンにふれることをおそれて、母系という用語をつかうことにもたじろぎをみせているのである。このようにみえてくると、山本琴子はまさに高群の先行者である。しかもモルガンやエンゲルスの基本文献をふまえたうえでのことであり、それが高群の女性史研究のはじまりをうながしたようである。それだけに、いまあらためて彼女の死がおしまれてならない。

最後に松田さまの著書『女性線』から、そして直接に、多くの御教示をうけたことをしるして深く感謝いたします。

注1 『ドイツチェ・イデオロギー』の刊行については、平川俊彦氏に調査を御願いました。大原社研で『出版警察報』、『出版年鑑』、船山信一『昭和の唯物史』などを調べても不明であり、国会図書館にも保管されていない。だが「プロレタリア科学」誌1933年3月号にも『ドイツチェ・イデオロギー』定価5圓として広告されているが、出版されていない可能性がたよいとのお返事をいただきました。

2 山本三吾の早稲田大学における就職年数及び身分については、山田晃弘氏が早稲田大学まで御足労いただいて、『早稲田学報』および『学科配当表』『会員名簿』から調査していただきました。

3 1931年6月6日無産者産児制限同盟創立、200余人参集、ブルジュア的産児制限運動に反対の立場。9月に『産児制限運動』第1号を刊行（『日本婦人問題資料集成』第10巻、「近代日本婦人問題年表」153頁。ドメス出版）。

4 『婦人戦旗』・『働く婦人』別巻、8頁（戦旗復刻版刊行会）。司法省刑事局編『思想月報』昭和10年11月では、作家、劇場、美術家、映画、音楽家、写真家各同盟、プロ科、新教、無神、プロエス、産制、プロ図書館の12団体となっている。

5 『宮本百合子全集』第4巻、362頁。

※ 琴子を歴史的人物として、その他のものもおなじく、尊称をはぶきました。

# 大岡昇平における『家族の起原』



光 永 洋 子

フェミニストであると宣言し、フェミニストとして生活している尊敬すべき人、大岡昇平さんは戦後の1950年にかいた小説『武蔵野夫人』のなかで、ヒロイン道子の夫である秋山忠雄に、エンゲルスを論じさせている。

スタンダードを専門として、私立大学のフランス語の教師をしている秋山は、「一夫一婦制が元来人間の性情から見て不合理であり、姦通が少しも罪悪でないことを証明しようとし」て、たすけをもとめたのがエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』なのである。

母親だけしかわからなかった集団婚から対偶婚を経て、私有財産を確保するために疑いのない相続人をもつ必要から一夫一妻婚が制度化され、妻の不貞が監視されはじめたのだと、エンゲルスから得た知識を上機嫌で秋山は披露するのである。時代が下るにしたがって姦通にたいしてきびしくなり、18—19世紀以来のヨーロッパの市民社会における一夫一妻婚ではとくにうるさくなると、大岡さんは今年の6月に刊行した『姦通の記号学』でもかいている。

1933年に京都大学法学部教授滝川幸辰はその著書『刑法読本』が共産主義的であるという理由で弾圧をうけ、その弾圧に抗議をした他の8人の教授たちも滝川教授と共に大学を追われ、『刑法読本』は発禁になった。いわゆる滝川事件である。姦通罪が女だけに適用されているのはおかしい、男にも適用するか廃止にすべきだとかいたことも発禁理由の一つとなった。滝川教授でなくとも、またリベラリストや男女同権論者でなくとも、姦通罪が女だけに科せられることの矛盾には、多くの人が心をよせていたろうとおもわれるが、その年の「婦人公論」誌7月号にかかれた山川菊栄の「大学の自由、言論の自由」によって、当時の様子を知ることができる。

敗戦の翌年に、12年半ぶりに京大に復帰した滝川教授は、1947年の8月に参議院でひらかれた姦通罪廃止についての公聴会で廃止論をとねえ、奥むめおの両罰論と対立しているが、滝川教授の意見がとおって、改正刑法は姦通罪を廃止したのであった。カントの婚姻哲学からいっても、そうでなければならない。

『武蔵野夫人』ではこの姦通罪廃止の問題にもふれている。40才をすぎてから『家族の起原』をよんだことになっている秋山を登場させた大岡さんは、昭和のはじめに京都大学

でフランス文学をまなんだ人である。『姦通の記号学』のなかで、『経済学批判』や『反デューリング論』、それにカウツキー『資本論解説』やブハーリン『史的唯物論』も高等学校のころによんだとしているから、『家族の起原』もそのころによんだのではないかとおもわれ、「剰余価値説を現代社会を正しく捉えた理論だと思った」ほどの戦前の新しい大岡さんであったが、また「スタンダールと共に、昔からフェミニスト」であったといい、近代にたいして批判的である。

最初は『夫を愛し得ない女たち』という題で構想された『武蔵野夫人』であるが、夫を愛しえない女たちは戦後になってどうしたのだろう。離婚もふえ、姦通もふえるような事態にあった。ヒロインの道子は愛のなくなった夫との生活に、姦通もできず離婚もできず、従弟を愛しているながら、自殺してしまうのである。

姦通罪の廃止によって、二つの否定が一つの肯定となるような近代的婚姻のありかたがみられるヨーロッパに、一歩だけちかづいたようにみえる日本で、姦通や離婚の「現象の社会学的な展望は再び専門家に任せる」として、戦後40年になろうとするいまになっても、目をそむけているようにおもわれる。

『家族の起原』のよみは、19世紀フランスでの二つの姦通を、戦後日本にもちこむことができたかどうかにかかるようである。

## H・クーノー邦訳書目録



緒方都

本誌第18集、34～35ページに書いたわたしの注解のなかで、クーノーの諸著作をしめしたが、それらをここでまとめた。はじめに原書名の邦訳を、〔 〕のなかで邦訳書や解説をしめしている。

1897～98年 「母長制の経済的基礎」、『ノイエ・ツァイト』誌、第16年度、第1巻。〔玉城肇抄訳「母権支配の経済的基礎」、『社会学雑誌』、第39・40号（玉城肇著『日本家族制度批判』、福田書房、1934年刊に付録として所収）。石塚正英訳「母権支配の経済的基礎」、『女性史研究』誌、第15集、1982年刊。〕

1912年 「婚姻および家族の原史」、『ノイエ・ツァイト』誌、付録第14。〔服部之総訳『婚姻及家族の原史について』、弘文堂書房、1927年刊。〕

1913年 『宗教および信仰の起原』、フォルバーツ書店、1913年刊。〔『ノイエ・ツァイト』

誌に、「宗教史的諸考察」の標題で掲載した諸論文を、補足し発展させたもの。第5版、1924年刊よりディーツ社の刊行である。玉城肇訳『宗教及び信仰の起源』、内外社、1932年刊。同訳者、同書名、改造文庫、1932年刊。]

1920～21年 『マルクスの歴史、社会および国家の理論』2巻、ディーツ社。〔東京帝国大学学友会内社会科学研究会法制研究会訳『マルクスの民族、社会並に国家観』(『マルクスの歴史、社会並に国家理論』第2巻、第1冊、同人社、1926年刊)。同会訳『マルクスの階級闘争理論』(同書、第2冊、同人社、1926年刊)。同会訳『マルクスの経済観念』(同書、第4冊、1926年刊)。『マルクス主義と倫理』(同書、第6冊、1927年刊)。鳥海篤助訳『婚姻及び家族の発展過程』(同書、第3冊、1927年刊)。森谷克己訳『マルクスの唯物弁証法』(同書、第7冊、1927年刊)。鳥海篤助・濱島正金訳『マルクスの唯物的歴史理論』(同書、第5冊、1927年刊)。河野密訳『マルクス歴史・社会・国家学説』、平凡社、社会思想全集第22巻、1928年刊。鳥海篤助・森谷克己・濱島正金共訳『マルクスの歴史、社会並に国家理論』下巻、改造文庫、1929年刊。]

1926～31年 『一般経済史』4巻、ディーツ社。第1巻1926、第2巻1927、第3巻1929、第4巻1931年刊。〔平野栄治訳「タスマニア人及びオーストラリア人の拾集経済と狩猟経済」、『民俗学』誌、1932年、第4巻1、2号。「ネグリート、ブッシュマン及びボトクード族の経済階層」、同誌、1932年、第4巻3、4、6、7号。「カリフォルニア・インディアンの経済生活」、同誌、1932年、第4巻9、10号に一部が邦訳された。高山洋吉訳『経済全史』8巻、東学社、1937年刊。藤沢保太郎訳『世界経済史大系』4巻、育生社弘道閣、1941年刊。布村一夫「L・H・モルガン100年忌」、『女性史研究』誌、第12集、1981年刊では、クノーが『一般経済史』のなかで引用した、モルガン『アメリカ原住民の家屋と家庭生活』の、いくつかの箇所について論評されている。]

1984年 『オーストラリアネグロの親族組織、家族発展史に関する一論文』、ディーツ社。〔邦訳書なし。布村一夫「母権の正しい理解のために」(『家族史研究』2、1980年刊)では、クノーによる婚姻階級制度や母権についての記述が論評されている。〔なお、『マルクスの階級闘争理論』(同書、第2冊、同人社、1926年刊)には、マックス・アドラー著、平野義太郎訳「階級とは何か」が、『婚姻及び家族の発展過程』(同書、第3冊、1927年刊)には、フリードリッヒ・エンゲルス「マルク」が付録されている。]

1912年 『原始の技術』(H・レウイン=ドゥルシュと共著)、ディーツ社。〔高山洋吉訳『技術の起源』、日本評論社、1940年刊。]

## ロリマー・フェイスンについて



小玉 稜子

J・G・フレーザーは1909年6月ロンドンで刊行された「民俗学」誌 (Folk-Lore ; a quarterly review of myth, tractition, institution and custom. 1890 London .) 144頁以降に「ハウイトとフェイスン」を書いている。これによると、ルイス・H・モーガンは著書『人類の血族と姻族の名称諸体系』の資料を集めるために、ゴールドウィン・スマイス教授を通して広範囲にわたり質問紙を配布した。そのとき、その一部がフィジー島のロリマー・フェイスンに届いた。彼は質問に答えてフィジー族とトンガ族の類別制親族名称体系についての報告書を送った。この報告書はモーガンの著書『人類の血族と姻族の名称諸体系』の568頁に掲載されている。フェイスンは1871年ニュー・サウスウェルズに帰る途中、オーストラリア原住民の婚姻と親族制度の調査を研究課題に定めた。彼は研究主題の情報を得るために主なオーストラリアの新聞に書いたり、原住民を知っている人々を招いて協力を要請したりした。『オーストラリア』に掲載された彼の記事がA・W・ハウイトの注目をひいた。以来二人の共同研究がはじまる。彼らはオーストラリア原住民の社会機構の広範囲な調査に入り、原住民との個人的交際を通してできるだけ彼らへの質問を続けた。そして部族組織と原住民の類別制親族名称体系にふれる質問のリストを印刷し、オーストラリア植民地の各地へ広く配布した。その結果、彼らは多くの土着民の生活の様相を説明しているもの、またオーストラリア諸部族の基本的な諸制度をいくつか示しているたくさんの事実を集めた。これらの調査研究は多年にわたり続けられ、ニュー・サウスウェルズのカミラロイ部族とヴィクトリア州のクルナイ部族にちなんで題名とした著作『カミラロイ部族とクルナイ部族』を刊行した。この貴重な仕事にルイス・H・モーガンは賞讃をこめて序文を送った。著作『カミラロイ部族とクルナイ部族』は民族学の古い記録のうちで最初の重要な記録である。フレーザーがフェイスンと出会ったのは1894年、フェイスンがオックスフォードで開かれた英国協会の会議にオーストラリア科学者代表として出席した折、ケンブリッジを訪れた際である。フレーザーは、そのときの印象をこう語っている。彼の率直な男らしさ、温和な性格はたちまち私を魅了した。その後、彼らの友情は生涯続けられた。

フレーザーはフェイスンについてこのように述べているが、これによって本誌第18集、30頁～31頁に書いた私の注解を補足する。

# マリノウスキー批判 (1)

トロブリアンド諸島民のクロー式親族名称体系



石原通子

## 1 トロブリアンド諸島の調査

B・K・マリノウスキーが調査したトロブリアンド諸島は、現在はイギリス連邦の1員として独立したパプア・ニューギニアの東のはしから、およそ100マイル北方にあり、パプア地区のマイルン・ベイ州のなかにはいる。ポヨウ島、ヴァクタ島、キタヴァ島、カイレウラ島の4つの主島と、いくつかの小島からなるさんご礁島である。

1793年にフランスのダントルキャスト探検隊がこのふきんの島じまを探索していたときに発見した島じまのひとつで、乗組員のデニス・ド・トロブリアンド航海士の名前をとって、「トロブリアンド」と名づけられた。この発見のころ、すでにオーストラリアはイギリスの流刑植民地として入植がはじまり、肥沃な土地は強制労働によって耕作され、土着民は中部の砂漠においやられて死んだり、殺されたりしていた。とくにタスマニア島に3万年まえから住んでいた土着民は、イギリス植民者たちによって撲滅されて、1869年には最後の男が、1888年には最後の女が死んで、土着民は地球上から抹殺されたのである。<sup>(1)</sup>

このような各国の本原的蓄積の一手段としてのオセアニアのはげしい分取り合戦にともなう、土着民の生活はこわされていくのである。トロブリアンド諸島が発見されるころには、ロンドン伝道協会はタヒチ島とトンガ島にキリスト教伝道所をつくっており、パプア・ニューギニアには1876年に宣教師が派遣されている。トロブリアンド諸島一帯の島じまが、正式にイギリス領にくみいれられたのは1884年である。<sup>(2)</sup>

マリノウスキーがトロブリアンド諸島を調査した時期は、帝国主義競争の帰結としてはじまった第1次世界大戦のまっただなかであった。彼の第1回目の調査は1915年5月から1916年3月まで<sup>(3)</sup>、第2回目は1917年10月から1918年10月までである。<sup>(4)</sup> ドイツ領ニューギニアとナウル島はオーストラリア軍に、ドイツ領サモア諸島はニュージーランド軍に、カロリン、マーシャル、マリアナの3諸島は日本軍に占領されたのであるが、この戦争の舞台のまっただなかにあったトロブリアンド諸島の調査に、どのように影響したかについては、マリノウスキーはふれていない。しかし、彼のイギリス領ニューギニアの民族学的研究は、ロバート・モンド・トラヴェリング奨学金(ロンドン大学)、およびロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(ロンドン大学)のコンスタンス・ハッチンソン奨学金を資金としておこなわれたのであるが、1914年から1915年にかけてのトゥーロン島のマイル族の調査

で、すでに資金がとぼしくなってしまうとこまっていたところを、ロンドン大学人類学教授のC・G・セリグマンの力で、オーストラリアのメルボルンの英連邦外務省から財政援助をうけることになって、トロブリアンド諸島の調査をつづけることができたのであるから、その調査は政治的影響をうけざるをえなかったのである。マリノウスキーは連邦外務大臣アトリー・ハントとセリグマン教授にたいへんな感謝の意をあらわしている。<sup>(5)</sup>

そして「急速に滅亡しつつある未開諸人種の研究は、文明——いまでは原始生活の破壊に積極的にたずさわっている——の義務のひとつであるが、この義務は残念なことに、いままで軽視されてきたのである。その仕事は高い科学的、文化的な重要性をもつばかりでなく、かなりの実践的価値をもたないわけではない。この仕事は、白人が土着民にあまり有害な結果をもたらすことなく、土着民を支配し、搾取し、『改善する』のをたすけることができるのである」としている。<sup>(6)</sup> 害をもたらさない支配や搾取があるであろうか。マリノウスキーは民族学的研究が、政策と密着していることを当然なものとして肯定している。

また原始経済の研究は「熱帯地方の諸国の資源を開発し、土着の労働者たちをやとい、土着民と交易しようとする人びとにとって重要である」し、未開人の思惟過程の研究は「土着民の教育あるいは道徳的改善にたづさわる人びとにとっても有益であるであろう」<sup>(8)</sup> し、さらに原始法の研究は「植民地立法や行政の指導諸原理を提供すべきものだったのである」とする。<sup>(9)</sup> 彼による土着民の調査、ひろくはイギリスの社会人類学である民族学が、イギリス帝国主義の政治、経済、そしてキリスト教伝道に積極的に貢献するという使命があることをのべている。

マリノウスキーはトロブリアンド諸島のボヨワ島のキリウィナ地区のオマラカナ部落とその近隣の諸部落を、土着民の住居のちかくでテント生活をしながら調査した。第1回目の10ヵ月間の調査では、「1915年の10月までにはキリウィナ語の十分な知識を会得して、通訳の助けを不要とすることができるようになった」としているが、<sup>(10)</sup> 第2回目の調査をまとめた『西太平洋の遠洋航海者たち』には、「ピジン・イングリッシュは、観念を表現するにはきわめて不完全な道具」<sup>(11)</sup> で、「ピジン・イングリッシュでむりやりに表現されたために混乱してしまって、民俗の通りいっぺんの内容以外は、なにもでてこなかった」として<sup>(12)</sup> いて、はじめはピジン・イングリッシュで、そのあとはキリウィナ地区の土語によって調査したということがわかる。このピジン・イングリッシュというのは、イギリス語を母体としているが、それにポリネシア語、フランス語、あるいは中国語などがくわり、発音も変形され、文法体系も独特なものになって、イギリス語とはまったくちがった言葉となっているが、それぞれちがった言葉ではなす諸部族と白人たちとの交易のためにうまれた言葉であるという。<sup>(13)</sup> このトロブリアンド諸島には行政官、宣教師、商人など、<sup>(14)</sup> 具体的

はメソジスト伝道区主任E・S・ジョーンズ師<sup>(15)</sup>、キリウィナ地区の土着民の女を妻として数年間すみついている貿易業者で真珠買人のスコットランド人<sup>(16)</sup>、トロブリアンド諸島の副駐在長官で医官でもあるベラミイ博士<sup>(17)</sup>もいるし、土着民の子どもたちにキリスト教的教育をほどこしているミッション・スクールの教師などもいることをマリノウスキーはかいて<sup>(18)</sup>いる。

このように、資本主義経済とキリスト教のおしつけの影響をうけて、言語のうえでは公用語としてのイギリス語、そして土着語、さらには共通語としてのピジン・イングリッシュとがつかいわけられねばならないように、当時のトロブリアンド諸島は文明の波をもろにかぶっていたとみなければならぬ。マリノウスキーは土着民の慣習に反するキリスト教の布教によって若者宿が、老人の記憶では30近くあったが、現在では9つにへっている<sup>(19)</sup>し、死亡した首長の寡婦たちを相続することが禁止され<sup>(20)</sup>、「現在の首長が死ねば、トロブリアンド諸島の土着民のあいだでは完全な解体がおり、つづいて文化の漸次的な崩壊と人種の消滅にいたるであろう<sup>(21)</sup>」としている。

トロブリアンド諸島の調査は部族法（土着民の慣習法とみられる）や慣習の崩壊の断崖のうえにたたさされているときの調査ではあるが、いまからみれば貴重な調査であったといわなければならない。

マリノウスキーはこのトロブリアンド諸島の調査結果にもとづいて、おおくの論文や著作を発表しているが、そのなかで1929年に発表した『西北メラネシアにおける未開人の性生活——英領ニューギニア、トロブリアンド諸島の未開人のあいだの求婚、婚姻および家族生活の民族学的報告』を中心に、考察をすすめたい。

この著作の邦訳『未開人の性生活』は泉靖一・蒲生正男・島澄共訳によって『世界性学全集』の第9巻として、河出書房から1957年に抄訳版としてだされた。そしてこの訳本は1971年には新泉社から復刻されたが、その「はしがき」によると、まえの全集版のときは「全集としての規模や体裁の制約をうけて、抄訳にとどまったのもやむをえなかった」ということであるが、復刻版もまったく手をくわえないで刊行されたということである。「いうまでもなく、旧著を復刻するにさいしては、歴史的にみると、加筆訂正しない原典を印刷発行することも、意義がないわけではない。すくなくとも、徹底的な改訳をこころみないかぎり、そのほうがよいと、私は考えたのである」と抄訳版のまま刊行した理由をのべている。だが、どの箇所が省略されているかが、はっきりされていないことはおしいことである。第1表はマリノウスキーの1982年のリプリント版と泉ほか訳の頁数とを比較したもので、どちらも写真の頁数をはずした。ハバロック・エリスの序文と、マリノウスキーの第1版と第3版にたいする前言は訳出されていない。また原注と索引も邦訳されて



第1表 『未開人の性生活』と邦訳との比較

マリノウスキー『未開人の性生活』			泉靖一ほか訳	
章	目次	頁数	頁数	%
1	部族生活における両性の諸関係	23	16	70
2	土着民社会における女の地位	20	11	55
3	婚前の性交	21	10.5	50
4	婚姻への道	28	21.5	77
5	婚姻	28	20.5	73
6	離婚および死亡による婚姻の解消	19	14	74
7	生殖と妊娠についての土着民の考えと慣習	39	25	64
8	妊娠と出産	21	14.5	69
9	放縱の慣習的な諸形態	37	24.5	66
10	求愛および性愛生活の心理	53	38.5	73
11	愛と美の呪術	34	29.5	87
12	性愛の夢と空想	45	35	78
13	道徳と作法	83	23	28
14	近親相姦の土着民の神話	29	13	45
合 計		480	296.5	62

第2表 『未開人の性生活』第13章第6節「最高のタブー」

頁	訳行数	頁	訳行数	頁	訳行数	頁	訳行数
433	7	438	0	443	0	448	20
434	1	439	24	444	0	449	15
435	図表	440	20	445	0	450	0
436	0	441	0	446	0	451	0
437	0	442	0	447	0		

いない。この表でみると、印刷1頁にはいるイギリス語文と日本語文の量のちがいをぬきにして、原書の60%ほどの訳出ということになる。もっともおおく省略されているのは第13章で、28%の訳出となっていて、70%ほどは省略されているということになる。とくにこの章の第6節「最高のタブー」だけを見ると、第2表のように19頁のうちの7頁によま

れる箇所が訳出箇所であるが、それも行数にすると87行と図表1頁である。原書の1頁が40行であるから、原書の2頁と7行が訳出されたということになり、図表をあわせると3頁と7行にすぎない。これではマリノウスキーがいわんとするところをよみとることができるであろうかとうたがわれる。とくにこの第13章第6節はトロブリアンド諸島民の親族名称体系についてのべているところで、民族学的に重要であるだけに完訳でないことがおしまれる。ようするに1929年刊の『未開人の性生活』の邦訳はこのようであるので、この国ではマリノウスキー研究が十分にすすめられていないこともあきらかである。

注

- (1) ソビエト科学アカデミー版『世界史 近代2』第14章第3節「オセアニアおよびオーストラリアの島々の発見とその植民のはじまり」484頁。越村衛一『オセアニア総覧』拓殖大学海外事情研究所, 1880年, 322—323頁。講談社出版研究所編『オセアニア』1984年, 143頁では女の死を1876年とされている。
- (2) 『オセアニア総覧』234頁。
- (3) B.K. Malinowski, *Baloma. The Spirits of the Dead in the Trobriand Islands, in Magic, Science and Religion*. Boston, 1948. p. 310. 高橋渉訳『パロマ——トロブリアンド諸島の呪術と死霊信仰』未来社, 1981年, 180頁。なおB. K. Malinowski, *Argonauts of the Western Pacific. An Account of Native Enterprise and Adventure in the Archipelagoes of Melanesian New Guinea*. London, 1922. p. 10. 寺田和夫・増田義郎共訳『西太平洋の遠洋航海者』（世界の名著 59）中央公論社, 1967年, 85頁では1915年5月から1916年5月とされている。
- (4) *Argonauts of the Western Pacific*. p. 16. 寺田ほか訳本85頁。
- (5) *Baloma*. p. 310. 高橋訳本180頁。
- (6) B.K. Malinowski, *Crime and Custom in Savage Society. International Library of Psychology, Philosophy and Scientific Method*. London, 1926. p. xi. 青山道夫訳『未開社会における犯罪と慣習 付文化論』新泉社, 1967年, 7頁。
- (7) *Crime and Custom*. p.1. 青山訳本9頁。
- (8) *op. cit.*, p.1. 同上訳本10頁。
- (9) *op. cit.*, p.2. 同上。
- (10) *Baloma*. p.310. 高橋訳本180頁。
- (11) *Argonauts of the Western Pacific*. p.5. 寺田ほか訳本71頁。
- (12) *op. cit.*, p.5. 同上訳本72頁。
- (13) 『オセアニア』91頁。

- (14) Argonauts of the Western Pacific. p.5. 寺田ほか訳本72頁。
- (15) Baloma. p.311. 高橋訳本183頁。
- (16) op. cit., p.316. 同上訳本190頁。
- (17) B. K. Malinowski, The Sexual Life of Savages in North Western Melanesia. An Ethnographic Account of Courtship, Marriage, and Family Life among the Natives of the Trobriand Islands, British New Guinea. London, 1929. (Third ed. with Special Foreword 1932.). 泉靖一訳ほか訳『未開人の性生活』新泉社, 1971年, 172頁。
- (18) Baloma. p.225. 高橋訳本174頁。
- (19) The Sexual Life of Savages. p.61. 泉ほか訳本63頁。
- (20) op. cit., p.114. 同上訳本108頁。
- (21) op. cit., p.115. 同上訳本109頁。

## 2 調査と論争での発言とのくいちがい

マリノウスキーは『未開人の性生活』の第1章第1節を、「母権 (mother-right) の諸原理」と題して、つぎのようにかきはじめている。

「トロブリアンド諸島では母系社会 (a matrilineal society) がみられ、そこでは出自、血族 (kinship), あらゆる社会関係は、母をとおしてだけ合法的とみとめられ、女たちは経済、儀式、呪術的な諸活動の主要な役割の取得にいたるまで、部族生活に重要な関与をしている——性生活の諸慣習や婚姻制度のすべてに、きわめてふかい影響をおよぼしているのは事実である<sup>(1)</sup>」としている。子どもは母の肉体でつくられ、兄弟姉妹はおなじ肉体からできている。父とその子どものあいだの生理学的なつながりを土着民はしらない。父は子どもにとって「わたしの母の夫<sup>(2)</sup>」、「見知らぬ者<sup>(3)</sup>」、「よそも<sup>(4)</sup>」である。「このような態度は、もっと有効的に、出自、相続、あるいは地位、酋長職、世襲職、呪術の継承を支配する諸規律のなかに——実際には血族にもとづく譲渡についてのあらゆる規定のなかに、具体的にみいだすことができる。社会的地位は男からその姉妹の子どもたちへと母系によってつたえられ、このもっぱら母系的な血族概念は、婚姻の制限と規制のうちで、性交のタブーのうちで最高に重要なものである<sup>(5)</sup>」。また、子どもは父が「じふんとおなじ氏族 (Clan) にぞくするのではなく、トーテム名称もことなっていて、じふんとおなじなのは母であることをしる<sup>(6)</sup>」。そして「Kada (母の兄弟) が住んでいるところが子どもたちにとって『じふんの部落』であり、そこに財産や公民としての他の権利があることをしる<sup>(7)</sup>」。成人した息子は父母の部落をはなれ、じふんの母の部落、すなわち母の兄弟がいる

部落にうつり住み、その財産と地位をうけつぐ。娘は婚姻によって夫の部落にうつり住む、このように、出自、相続、継承は母系的であるが、婚処は夫方居住婚である。しかし、夫と妻および子どもによって、ひとつの家庭をつくっているようにみえても、あくまでも夫の氏族と妻と子どもの氏族とはことなり、母系氏族が基礎にあることをしめしている。

ところが、1931年のマリノウスキーとR・S・ブリフォーとの論争では、マリノウスキーはまるきり反対のことをのべている。<sup>(8)</sup>

まず、原始母権説・集団婚説を擁護するブリフォーは、家父長制的原理は歴史的にいえば、後期に発生したもので、原始的な人間家族は数世代の母たちと子どもたちからなりたっている母系氏族であり、母系氏族こそ社会組織の基礎であるとする。婚姻は妻方居住婚または訪婚が先行している。出自は母系であり、子どもは母の氏族にぞくし、母や母の兄弟すなわちオジから相続し、オジが父の義務をはたす。また子どもは母の姉妹の子どもたちといっしょに保育され、子どもたちは母の姉妹たちをも母とよぶ。父は子どもにたいして、いかなる種類の権利ももたないし、子どもは父の相続人ではないので、嫡出という語はなんの意味もない。家父長的一夫一妻婚のような、夫の経済的な優越にたいする妻の経済的な従属は、低級な文化段階には存在しない。現存する土着民の慣習は宣教師やその他のヨーロッパ人との接触によって衰退していて、今日おこなわれている調査の価値を大いにそこなっている。土着民のあいだに父系的、個別の家族の芽ばえが母系氏族とならんであるのは、母系氏族の発生以来数千年あるいは数万年がたっているために、もはや原始的なものとはいえなくなっているからである。マリノウスキーが調査したトロブリアンド諸島は家父長的または家父長的になる途中にあるため、夫方居住婚になってはいるが、子どもは成熟すると母系氏族にかえっていき、母方のオジの保護をうけるのである。ひとつの島の調査から原始人全体にまで一般化することは、まったく不可能であるとのべている。

これにたいして、原始父権説・一夫一妻婚説を擁護するマリノウスキーは、伝統的な道徳や婚姻・家族の危機感を助長しているのはソヴェトの家族法であり、その理論と実践に影響をあたえているのは進化主義民族学であるが、原始から個別的対偶婚 (marriage in single pairs) にもとづいた個別的家族がつねに存在したとしている。これはキリスト教的な一夫一妻婚の意味ではなく、「各自にその権利と義務を保障しあい、その子どもには法的な地位を保障する1人の男と1人の女とのあいだの法的契約である」<sup>(9)</sup>ので、一夫一妻婚も一系列の個別的な契約であるとする。メラネシアでは、父子関係は生理学的にはいられていないが、子どもは個別的な婚姻によって嫡出として出生しなければならないし、母はじぶんの腹をいためた子どもにたいしてのみむすばれば、父は婚姻によって個別的な父とし

てみとめられる。パプアの土着民の男が数人の妻をことなる場所にもっていても、その妻たちを集団的な母たちにかえるものではないし、まして、その男を父たちの集団に入れるものではない。また父がときおりおとずれる世帯のなかで生まれた子どもも、父の世帯のなかで生まれたのであって、母系氏族 (maternal clan) のなかで生まれたものではないとする。「わたしたちの議論でもっとも重要な点は、集団的母性 (group-maternity) の問題です。あなたはつねに氏族を家庭の制度とのべてきました。そしてこの概念は、わたしの考えでは、共同母性 (collective maternity) の存在をいみしています。すべての個別的な家族に、家族生活の中心をなす1人の母がいるように、この共同世帯 (collective household) にも、1種の『共同母 (collective mother)』、すなわち母たちの集団がいたことでしょう。この集団的母性 (group-motherhood) について、わたしはいつもくりかえしていったのですが、あなたはなんらの明確な実例をわたしたちに提供することに失敗されたようにおもいます。実際、その仮説はメラネシアについてのみ、きわめてすすんだ仮説でありました。そしてメラネシアでは——わたしはあなたに断言してはばからないのですが——集団的母性は存在していないのです。そしてわたしの主張では、集団的母性なしには、集団婚 (group marriage) は存在しえないし、さらにまた母系氏族が家庭的制度たることもありえないのです<sup>(10)</sup>」とのべている。

論争におけるこのようなマリノウスキーの見解は、トロブリアンド諸島の土着民の民族学的な調査の成果とはくいちがっているのである。このくいちがいは、なにによるのか。

マリノウスキーはW・H・R・リヴァーズから直接に教えをうけたもののひとりである。1913年に3回にわたっておこなわれたリヴァーズの講義「血族と社会組織」も、ラドクリフ・ブラウンらとともに聴講しているが、この1913年に発表した『オーストラリア原住民の家族——社会学的研究——』は、彼の指導者である反進化主義民族学派的E・A・ウェスターマークの側にたった著作である。彼はJ・J・バハハオーフェンにはじまり、L・H・モルガンからF・エンゲルスにいたる進化主義民族学派的原始母権、集団婚や氏族先行の理論をくつがえす運動に加担して、ウェスターマークの原始父権説・一夫一妻婚説を支持し、「婚姻や性の全体的な制度のしくみを知らないために誤解をまねく例として、『集団婚』理論のばかばかしさを彼はくりかえしのべた<sup>(11)</sup>」のであり、「『社会構造の基礎』としてのオーストラリアの個別家族の弁明<sup>(12)</sup>」にやっきとなり、「婚姻階級や氏族について論じるかわりに、彼は夫妻の経済的・性的・情愛的関係をくわしくあつかい、夫による妻の『個人的専有』<sup>(13)</sup>についてとくに強調している」と、マイヤー・フォーテスによって解説されている。だから、リヴァーズがモルガンにしたがって、親族名称から社会状況、とくに「彼は血族関係の諸名称を主要なデータとしてとりあげ、それらのなかですたれた

婚姻諸規律によって血族諸関係の決定の証拠をもとめた<sup>(14)</sup>彼の講義をきいても、うけいれることはできなかった。このように、1913年の著作でマリノウスキーは反進化主義民族学の立場にたっていることを、はっきりとめしているのである。

だが、1932年に『未開人の性生活』の第3版を刊行するにあたって、26頁にわたる「第3版にたいする特別前言」をかいている。これは1931年10月の日づけになっていて、ブリフォーとの論争のあとにかかれたものである。そのなかで、「進化論者としての前言取り消し」という項目をもうけて、つぎのようにのべている。1916年『パロマ』では、父性の無知について、「これは本原的無知の状態であるのか、たんに認識がないためであるのか、不十分な観察と推論のせい、あるいは二次的現象であるのか、くわえられたアニミズム的諸観念によって原始的認識が不鮮明であるせい<sup>(15)</sup>か」という疑問に興味があったが、「なんらかの認識あるいはなんらかの所信、あるいはなんらかの無知の本原的状态は、完全な空白でなければならぬ<sup>(16)</sup>」とまでは考えるようになり、この問題は意味のないものとなったとしている。すなわち、記録された資料のない原始時代は空白でなければならぬ、推論してはいけいとする機能主義の立場をしめしている。また「1923年に、そしてさらに1927年に『父性の無知は原始心理の本原的特徴であるということ、婚姻の起原と性的慣習の進化についてのあらゆる考察で、わたしたちはこの基本的無知を銘記しなければならぬ<sup>(17)</sup>ということ、わたしのかたい確信」を、くりかえしている」が、1929年刊の初版の『未開人の性生活』の「第7章の読者は、『起原』、『原始状態』、およびその他の進化主義の諸原理について、そのような諸言説がなく、それらの模倣者たちでさえないのであり、間接的にでもそれらに貢献するよりは、むしろ婚姻あるいはほかのあらゆるものの『起原』について、なんらかの推論をすることを承認しないつもりである<sup>(18)</sup>」ことをしめしているとする。すなわち、1927年の『原始心理における父』では、進化や起原についてふれているのを、1929年の『未開人の性生活』に再録したときは、これらを修正したというのである。

第3表は『未開人の性生活』に追加された箇所をしめた。青山道夫・有地亨共訳『未開家族の論理と心理』に収録されている「未開人の心理における父」では、「訳者あとがき」に、『未開人の性生活』の「第7章に多少修正加筆されて再録されているので、この訳書には、それらの部分を《 》に入れて、あわせて訳出しておいた<sup>(19)</sup>」とされているのにしたがった。だが、2箇所(The Sexual Life of Savages. pp.143, 168)は追加とはみられなかったのではふいた。また、青山ほか訳本に記載されていなかった2箇所(pp. 3, 6-7)を追加した。

第3表 『未開人の性生活』に追加された箇所

『原始心理における父』 (1927年)	『未開人の性生活』 (1929年)	1927年	1929年	
		追加頁	追加頁	字数・行数
1. 母系社会における血 族と出自	I 部族生活における両 性の関係  1. 母権の諸原理	12	3	10行
		13	3	1字
		19	6—7	10行
2. 男女の身体組織およ び土着民の考えのな かでの性衝動	VII 生殖と妊娠につい ての土着民の考えと慣 習  1. (左に同じ)	21	141	10行
		22	〃	2行
		〃	142	4字
		25	143	3字
		〃	〃	2行
		26	143—144	7行
		〃	144	2行
		27	144—145	13行
〃	145	2行		
3. 再生および霊界から 現世への道	2. (左に同じ)	32	147	注1
		37	149	1字
		40	150	1字
		41	151	4行
4. 生理学的父性の無知	3. (左に同じ)	48	154	3行
		51	155—156	3行
5. 証述の諸言語および 諸行為	4. (左に同じ)	59	159	1行
		62	161	13行
		64	162	3行
		68	164	2字
6. 母系社会における父 をもたない子どもた ち	5. (左に同じ)	75	167	1字
		84	171	2行
7. 社会学的父性の奇妙 な諸要求	6. (左に同じ)	90	175	3行
		92	176	3行
		95	177—178	60行
		〃	179	注1, 2

『原始心理における父』（1927年）は、『未開人の性生活』（1929年）の第1章第1節と第7章全節にくみこまれているが、その追加箇所は文章の前後の流れや身体の部位の説明などが主である。進化主義的な部分は『原始心理における父』のさいごの文章16行であって、これをとりのぞいて、60行追加している部分である。この削除された部分は、すでに引用した（注17）部分<sup>(20)</sup>をふくむ箇所であって、婚姻の起原や性的慣習の進化について、ひとことでもふれたくないということで削除したわけである。

以上のように『未開人の性生活』で、進化や起原にふれることばを削除するが、母系社会を否定していない。「わたしはこの母系社会におけるもうひとつの重要な父権（father-right）<sup>(21)</sup>の主張、純粋に社会的および経済的性質のそれを記録しなければならぬ」として、「部族法の回避ではないにしても、すくなくとも妥協と修正<sup>(22)</sup>をゆるしている」父権の主張をまとめている。

まず「母系原理（matrilineal principle）は部族法のもっとも厳格な規律によって維持<sup>(23)</sup>されている」として、つぎのようにのべている。(1)子どもは母の家族、母の巫氏族（sub-clan）、および母の氏族に絶対にぞくしなければならない。(2)部落共同体の成員の地位および呪術師の職を規制する。(3)土地、諸特権および重要な財産は母系相続であるとしている。

つぎに父権の主張として、父はじぶんの生存中に息子につぎのことをゆるす。(1)父の部落の住民権をゆるす。(2)カヌー、土地、祭儀の特権および呪術の使用権をあたえる。(3)妻方居住婚とむすびついた交叉イトコ婚によって、息子にこれらのものを一生保証することさえできる。しかし死んだ男の所有物と地位は、母系相続にしたがって弟または母方の甥にゆずられねばならないので、父の死後、息子はすくなくとも一部分はそれらのものを返さねばならないとしている。

このようにマリノウスキーの記述からいえることは、(1)家父長的家族を強調したい彼ではあるが、子どもは母の家族にぞくするとして、父の家族または父母の家族ということではできなかった。(2)歴史的観点をすてた彼ではあるが、母系的要素が父系的要素に先行していることを、無意識にみとめている。(3)父系的要素をいかに強調しても、母系諸原理が支配的であることを否定したことはないののである。

マリノウスキーはこのように母系諸原理をみとめながら、ブリフォーとの論争では母系諸原理をみとめないののである。

注

(1) The Sexual Life of Savages. pp.2—3. 泉ほか訳本16頁。

(2) op. cit., p.5. 同上訳本17頁。

(3) op. cit., p.4. 同上訳本17頁。



- (4) 同上。
- (5) *op. cit.*, pp. 3—4。同上訳本16頁。
- (6) *op. cit.*, pp. 5—6。同上訳本18頁。
- (7) *op. cit.*, p. 6。同上訳本18頁。
- (8) *Marriage: Past and Present. A Debate between Robert Briffault and Bronislaw Malinowski. Edited with an Introduction by M. F. Ashley Montagu. Boston, 1956.* 江守五夫訳・解説『婚姻・過去と現在——B・マリノウスキー／R・ブリフォールト』社会思想社, 1972年。拙稿「ブリフォー『母たち』をめぐる——民法学者中川善之助・青山道夫の所説——」, 「歴史評論」347号, 1979年を参照。
- (9) *op. cit.*, p. 42。江守訳本54頁。
- (10) *op. cit.*, pp. 49—50。同上訳本63—64頁。
- (11) Meyer Fortes, Malinowski and the Study of Kinship. In Raymond Firth (ed.), *Man and Culture: An Evaluation of the Work of Bronislaw Malinowski.* London, 1957. p. 158. 松園万亀雄編『社会人類学リーディングス』アカデミア出版会, 1982年, 81頁。
- (12) *op. cit.*, p. 166。同上訳本91頁。
- (13) *op. cit.*, p. 166。同上訳本92頁。
- (14) *op. cit.*, p. 159。同上訳本82頁。
- (15) *The Sexual Life of Savages.* p. xxiii. Baloma. p. 205. 高橋訳本142頁。だがおなじ疑問は *The Sexual Life of Savages.* p. 153. 泉ほか訳本 138 頁では削除されていない。
- (16) *op. cit.*, p. xxiii。
- (17) *op. cit.*, p. xxii。
- (18) *op. cit.*, pp. xxii—xxiii。
- (19) 青山ほか訳本『未開家族の論理と心理』法律文化社, 1960年, 223頁。
- (20) B・K・Malinowski, *the Father in Primitive Psychology.* New York, 1927. p. 95. 同上訳本184頁。松井了穂訳『原始心理に於ける父』(学芸叢書1) 宗教と芸術社, 1938年, 39—40頁。松井訳は『原始民族の文化』三笠書房, 1939年に収録されている。
- (21) *The Sexual Life of Savages.* p. 177. 泉ほか訳本154頁。青山ほか訳本184頁。
- (22) *op. cit.*, p. 177. 泉ほか訳本155頁。青山ほか訳本185頁。
- (23) *op. cit.*, p. 177. 泉ほか訳本154頁。青山ほか訳本158頁。

## 母 たち (11)



R. S. ブリフォー  
訳・石原通子

ポウイの人びとによってそれをすることを禁じられ、ポウイの人びとはこのあたらしくて貴重な業を習得しようとのぞむどころか、彼らには布をおることが禁じられていると宣言し、それはタブーであると宣言したという事例を引用できる。この文化レベルでのあらゆる職業の専門化は、あるばくぜんとした神秘的な方法で特許を侵害するという危険なものである、との観念から制裁をひきだすようである」と、T・C・ハドソン氏はいっている。

原始文化の発達では重要な役割をはたした製陶技術は、あらゆる面で女の仕事の領域にぞくする。「あらゆる原始の人びとのあいだでは、製陶技術が女たちの手中にあるのがみいだされ、進歩した文化の影響のもとでだけ男の仕事になったのである」。製陶の原始的な仕事は現存している世界各地では、男たちはそこでの役割をもたない。「男にとっては、壺の製造に従事するのはまったく不適當ではないとしても、いくらか不適當であろう」。東アフリカのいくつかのハム諸部族のあいだでは、この仕事は男によっておこなわれている。けれども、これは「ほとんど例外である」。野蠻社会のいたるところで製陶者は女である。

文化のより高度な段階では、他のほとんどの諸産業とおなじように、この技術は男によってひきつがれたが、本原的分業の遺物が進歩した文化状態のまんなかに残存しているのがしばしばみいだされる。だから、たとえば、いまのテネリーフ島やグラン・カナリア島では、土器製作の大規模な仕事が農家の女たちによってつたえられている。祖先の女たちとおなじように、めずらしい岩壁の住居で穴居生活をしているこれらの製陶者たちが、それらの製品を町へはこぶのをみるかもしれないが、約20個の水差しの大きいたばを、それぞれの女たちが、その頭にのせてはこぶのである。アルジェリアの高地住民のあいだでは「女たちだけが製陶者である。またおなじようにチュニジアでの製陶は、田舎地方ではまったく女たちによってつくられており、町では男たちによってロクロでつくられている。アルジェリアの製陶は、南ヨーロッパの新石器時代の堆積物のなかに発見される陶器によく似ている。チュニスの陶器はまことに精巧であり、装飾物であり、エジプトの最古の陶器とみわけがつかない。現在のヌビアでの製陶は、もっぱら女たちによっておこなわれているが、高地エジプトでの製陶者の長はつねに男であり、女たちは企業にやとわれて彼のもとではたらいっている。低地エジプトでは、これにはんして男たちによって陶器がつくら

れている。このようにナイル河にそってみて、女たちの手から男たちの手へと製陶技術がうつった段階を例証している完全な系列がある。

オールドツァンやピレネー山脈のバグニア・ド・ビゴレでは、「陶器が女たちによって洞穴のなかでつくられているのが、おなじようにみいだされる」。ヘブリジーズ列島では陶器は女たちによってつくられる。先史ヨーロッパとヨーロッパ野蠻人たちの陶器製造は、女たちの仕事であったということには、道理にかなった疑問はありえない。スイスの湖上住居で発見される遺物は、親指やその他の指の多くの押しあとをのこしているが、それらはうたがいもなく女たちのものである。この推断は、ゴール人のあいだでは、「他の未開人たちとおなじように、男たちと女たちのそれぞれの仕事は、わたしたちのあいだでの慣習とは逆のやりかたで配分されている」というストラボンの記述によって確証されている。それは両性のあいだの分業が、ヨーロッパの未開人たちのあいだでは、大部分の原始人たちのあいだでみいだされるものと、おなじであることをいみしていると、されるかもしれない。

男の製陶者が非文明社会のどんなところでも、本来の制度のようにみられるということはないにもかかわらず、考古学の諸著作に製陶の発明と製造が男によるという記述にであうのはまったくふつうであり、新石器時代の男たちが、壺づくりに従事していて、この技術の発明を例証すると想像させる道理にあわない絵がみられることさえあるということを示すことは興味があり、人類学的諸事実についての現在の諸解釈のよりどころとして重要な根拠である。

アフリカ、パプア、アメリカでの粘土の装飾様式は、先史時代のヨーロッパの製陶のばあいとおなじように、バスケット細工の組みひもに、ふつうには由来するものである。「たんなる木皮か、繊維であまれたへぎ板でつくられたバスケットの上側または内側を土をぬって型どられることがしばしばあったにちがいない。粘土の上のこされた独特の押しじるしは、やがては装飾とされるようになり、そしてただ装飾のためにだけほどこされるようになった。このようにして、装飾芸術は美の多くの要素によってゆたかにされてきた。これらはいまでは、彫りこまれ、押印され、彩色された諸図案のなかにのこっている。粘土の装飾とおなじく、その型は二つの技術の従来からのまじわりの跡をたいそう自然的にもっている。」とホームズ氏はのべている。粘土製の壺の型のような、バスケット細工の再生は、ニューギニアとニューカレドニアの女たちによってつくられたすべての陶器にもあきらかにみうけられる。アフリカの陶器の飾りは、バスケット細工のあみかたの模倣である。大陸のいたるところに、ほとんど化石化した骨のそばに、最古の土器の断片が発見される。そして「バスケット細工をたくみにまねて装飾したふちのあるこわれた壺

のそれらの断片は、古代の女製陶者たちが、さらにもっと古代の姉妹たちによってあたえられた手本にしたがったことを証明している」。陶器の装飾の起原は、メイド人のバスケット細工の多彩色の意匠にあきらかにみられるようであるが、うつくしさではギリシアの多くの陶器装飾の諸作品よりもまさっている。50のまったくさまざまな図案は、すぐれたものである。いまでは「このような図案の知識は、ほとんど老女たちに、もっぱらかざられている」。おなじように、チュニジア人の陶器製造のたいへん複雑な図案は、女製陶者たちの各家族によってちがっていて、母から娘へとつたえられる。ギアナでは女たちは、彼女たちがつくった壺を装飾するだけでなく、他のあらゆる品物や小屋の柱までも装飾する。こうして装飾技術は、衣服、あんだバスケット細工、陶器製造のさいしょの装飾家である女たちによってはじめられたようである。

靴の製作、あるいは土器の製造よりも家屋建築と建築術が女の仕事であったとかがえることに、わたしたちはあまりなれていない。だが動物の雌が巣やかくれ場のきずき手であるように、原始の女もまた家庭をつくるものであるばかりでなく、じっさいの家屋建築者であった。しばしば「家の女主人」という称号は、家父長的社会においてさえも彼女はいぜんとしてそうであるが、彼女の地位のたんなる承認であるだけでなく、女による家屋の原始的所有権の承認でさえある。原始の女は家屋を所有しただけでなく、彼女の手でそれをつくり、いくつかの原始の人びとのあいだで、彼女だけがその子どもたちとすんでいる。ところが一方、男たちはどこかほかのところにねるか、または彼女の客たちとして家屋にいることをみとめられたにすぎない。オーストラリア族、アンダマン島族、パタゴニア族、ボトクド族の小屋、セリイ族のそまつなかくれ場、アメリカ・インディアン人の皮小屋と円錐形小屋、ベドゥイン族のよごれたラクダ毛皮のテント、中央アジアの遊牧民の「ユルタ」は、すべて女たちの独占的なはたらきとくべつな配慮によるものである。それらのいくつかの多かれすくなかれ移動住居はたいへんねんいりにつくられている。たとえば「ユルタ」は、ときどきひろびろとした家屋が円形にはりめぐらされた柱の骨組みのうえにたてられた広い家屋であり、当て木の格子仕事によってじょうぶにされ、全体は厚いフェルトによっておおわれ、丸屋根のような構造を形成しており、その内部はいくつかの部屋にわけられている。「木材をのぞいては、その構成している諸部分のすべてはトルコマン族の女の勤勞の所産であり、やはり彼女じしんはその建築のためにいそがしく、その各部分の組みたてにいそがしい」。ボゴラス氏がチュクチ族の言語を研究していたとき、家屋の骨組みのさまざまな部分の名称を、数人の男たちから調査した。だが彼らはその点についてこたえることがまったくできなくて、「わたしはしらない。それは女の仕事だ」と彼らはこたえるのだった。

# オーストラリア・カミラロイ族の集団婚



J・J・バツハオーフェン  
訳・石塚正英

シドニーの北方、ダーリング河流域地方には、カミラロイ語を話す諸部族が居住しているが、かれらの社会組織は、ヨーロッパ人を少なからず驚かせるものであった。この部族を探索しえたのは、イギリス人宣教師ロリマー・フェイスン師の功績によるものである。かれは、W・リドリー師およびJ・E・ランス氏の二人の報告を援用している。そのようにして集められた資料を初めて公表したのはL・H・モルガン氏であって、かれは<sup>(a)</sup>1873年<sup>(1)</sup>に、『アメリカ芸術科学アカデミー紀要』でこれを行ない、ついで著作『古代社会』<sup>(2)</sup>においても(カミラロイ族の)制度についての正確な分析を行なった。この叙述と比べれば、<sup>(b)</sup>ラングの証言『オーストラリア原住民』<sup>(3)</sup>、マクレナン<sup>(4)</sup>の『原始婚姻』、タイラーの『人類古代史および文化発展の研究』<sup>(5)</sup>、グレイの『調査誌』<sup>(6)</sup>というまず第一にわたしの注意をおこさせた語文献は、みなその当初の価値を失っている。そこでわたしは、モルガンの報告を基礎とする<sup>(7)</sup>ものである。

4階級の区分、およびさらにその各々のもとにおける男の部分と女の部分への分離は、カミラロイ部族の社会構成の基礎をなしている。それは、次の諸部分から成る。

(階 級)	男 (兄 弟)	女 (姉 妹)
第1階級	イッパイ (Ippai)	イッパタ (Ippata)
2	クムボ (Kumbo)	ブタ (Buta)
3	ムリ (Murri)	マタ (Mata)
4	クッビ (Kubbi)	カポタ (Kapota)

これら4つのうち各々の階級は、全般的な兄弟姉妹関係を認めあうことによって、その階級内の構成員と結合している。すなわち、イッパイはすべて互いに兄弟であり、イッパタはすべて互いに姉妹であり、イッパイとイッパタの双方は互いに兄弟姉妹とみなされるのである。そのことは、クムボ——ブタ、ムリ——マタ、それにクッビ——カポタ関係についてもまったく同じである。したがって、この4階級はまた4つの兄弟姉妹集団にもな

り、それらは、大部族群の中で区分された4つの群を示している。この4区分の意義は、それに基づけられたところの、性交規律において見いだされる。すなわち、兄弟姉妹間の性交を通じての生殖は排除されていて、その代わりに次のような規律が守られている。つまり、イッパイは、イッパタでなく残り3部分の姉妹群と交渉をもつことができる。これと同様のことはクムボにもムリにも、クッピにもあてはまる。そこからして、かれらの性交秩序は、次のようにシェーマ化できる。

- 
- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) イッパイはカポタ | (4) と結婚する |
| (2) クムボはマタ   | (3) と結婚する |
| (3) ムリはブタ    | (2) と結婚する |
| (4) クッピはイッパタ | (1) と結婚する |
- 

ここにおいて、どの男部もすべて、自分たちとは別の群の女部に結びつけられ、かつそれに制限されているのがわかる。兄弟姉妹婚という準則はすてられているが、乱婚 (Promiscuität) という準則は、そうではない。なぜなら、あらゆるイッパイはあらゆるカポタの夫であり、そのようにしてあらゆるクムボはあらゆるマタの、あらゆるムリはあらゆるブタの、あらゆるクッピはあらゆるイッパタの夫だからである。ある1人のイッパイは、ある1人のカポタに出会ったなら、ひょっとして未だ会ったことがなくとも、かの女を妻とみなしてあいさつするのであり、そのような扱いに対して誰も異議は申し立てない。そこに集団婚 (Gruppenehe) の確固たる形成はありそうにないのである。この4階級には4つの性交集団が対応しており、その形態の中において階級区分それ自体の根拠と目的とを見つけねばならない。

ところで、上に述べた組織を熟考するならば、わたしが以前に書いた書簡で主張しておいたような解釈が全く正しいものであることがわかってくる。すなわち、この集団性交は、一方では共産制を承認しつつ、他方では自己の階級の姉妹と他の階級の姉妹との交換を通じて兄弟姉妹婚の欠点を一掃するという、群の原理を実際に土台としているのである。さらにこのカミラロイ族の制度は、同一親族の血がたえず混ざるといふ不幸から人びとを救済したいとするこの熱望に対し、そのほかの表現法をも与えている。すなわち、上にあげた4つの性交集団のうちの1つに属する子供たちは、その父の階級にも母の階級にも算入されず、残り2つのうちの1つに結びつけられる。したがって第1親等の子孫はその両親の血縁とは違う別の血縁において生殖の相手を見い出さねばならない。そこからして、その交換を次のようにシェーマ化できる。

(夫・父親)	(妻・母親)	息子	娘
イッパイ (1)と	カポタ (4)	が結婚して	ムリ (3)とマタ (3)が誕生
クムボ (2)と	マタ (3)	が結婚して	クッビ (4)とカポタ (4)が誕生
ムリ (3)と	ブタ (2)	が結婚して	イッパイ (1)とイッパタ (1)が誕生
クッビ (4)と	イッパタ (1)	が結婚して	クムボ (2)とブタ (2)が誕生

この制度の特徴と、これを通じて実現される成果を明瞭にするため、ここで範例として上の性交集団の1を選んでみよう。すなわち、第1階級の男たち(イッパイ)は、第4階級の女たち(カポタ)の夫である。また、かれらの子供たちは第3階級に帰し、それが男児であればムリに、女児であればマタに、ということになる。その際、ここでまずもって注意を引きつけられるのは、子供がその母親と別べつになることである。カポタの1人は、たんにカポタの男児を産むことがないだけでなく、その娘すらも母親の名、母親の階級のどちらをも継ぐことはない。血の交換によって利益を得るには、おなかを痛めた親子の一体という自然法則すらも、犠牲にされるのである。

それでは、こうした厳格な制度によって実現される成果は、いかなるものであろうか。子供を父および母の階級から除外するというので、この性交集団の中で血の回帰は防止されるのであろうか。わたしはひとつの表を画いてみたが、それは何を指し示しているか。ムリの男児はイッパイの1人を父にもち、カポタの1人を母にもっていて、ブタの1人と結婚する。またそのブタは、イッパイの男児とイッパタの女児を産む。このイッパイはカポタの1人と結ばれる。したがって孫男は、かれの祖父と性交集団を共有することになり、同じ階級に属することを証明している。男児ムリと同じ結果は、イッパイを父に、カポタを母にもつ女マタについても得られる。かの女はクムボと結ばれ、息子としてクッビを、また娘としてカポタを産む。後者のカポタは、イッパイとのみ結ばれるのだから、この場合にもまた、孫娘はかの女の母方の祖先と性交集団を共有し、同一の階級内で子供を産むことになる。いま観察した両方の系統を結びつけてみると、次の事柄が判明する。つまり、イッパイ・カポタ夫妻の孫世代は2構成員ずつに数えられ、互いを夫および妻と呼び、かつそのようなものとみなしている。第一にイッパイの1人とカポタの1人が、また第二にクッビとイッパタが結びつくのである。それ故、同血の性交はなるほど子世代では排除されているが、しかし孫男と孫娘の世代では再びみられるのである。<sup>(d)</sup> 世代数を重ねるにしたがい、そのような性交の資格を有する者が増加するのも、また当然である。第一代めのイッパイ——カポタ夫妻の曾孫の中には2人のムリと2人のブタが存在し、かれらは

互いを夫および妻とみなすのであり、これに加えてさらに、2人のクムボと2人のマタも存在し、これはこれで互いに夫妻の関係にある。さらなる向上を得ようとしても、むだなのである。この制度の成果は、はっきりしすぎるほど明白である。共産制は、その制度によって解放されるどころか、逆にこれに制限され、次のような特定の諸規律に従属しているのである。つまり、第一に階級の分化を通じて規定され、さらには特定の性交集団の形成に対するその利用を通じて規定され、最後には両親と子供たちとの間でのその交替を通じて規定されるのである。

集団婚をまったく不変な形態にまで発達させた民族は、未だ知られていない。その構造全体からみて、単純な根本思想を管理し実施するための技術はきわめて確実なものであるから、未開のままの、最低位の段階から殆んど成長することのない部族の生活においては、その可能性がないように思われる。ではいかなる起原を想定しうるものか。カミラロイ制度は省察と熟考の被造物なのであろうか、それとも本能的確信をもって幾百年を貫きつつ単純な根本思想をできるだけ大々的に実施していこうとする。未開人のかの自然の論理の産物なのであろうか。次から次へと疑問が湧いてくる、そこで、その回答を得るのに役立つ確かな方法は、この制度を分析することである。

この四婚姻階級制度は、単純素朴な組織が序々に発展してきた結果生じたものである。そこで、上の4つの性交集団の一覧表を注視すると、次のことがわかってくる。すなわち、第1階級の男たちは第4階級の女たちと、また第2階級の男たちは第3階級の女たちと、それから第3階級の男たちは第2階級の女たちと、最後に第4階級の男たちは第1階級の女たちと夫妻になる、ということである。換言すれば、前者2階級の男たちは後者2階級の女たちと結びつき、後者2階級の男たちは前者2階級の女たちと結びつくのである。ということはすなわち、4つの階級が2つに還元されるの<sup>(e)</sup>をみることになる。2つの群で構成され、その各々が別個の性交関係を営んでいる一部族(Stamm)が、ここでわれわれの歴史的な視野に入ってくる。参考として、2群に区分された<sup>(8)</sup>鹿族(Hirschvolk)について以前に伝えられた説話が想起されよう。またケナイ族の伝承も想起されるが、これによると1羽のカラスがかれらの部族—その各々は他のものとのみ性交を営む—の祖にあたる母2人をおかつて創造したので<sup>(9)</sup>という。最後に、Djoud-およびDjendjoucheh という二重部族(Doppelstamm)のことも想起される。この部族のことはバーベ『メモワール』<sup>(10)</sup>に言及されている。とにかく、第1と第2階級《イッパイ—イッパタおよびクムボ—ブタ》が未だ分離していない時代、また同様に第3と第4階級《マリ—マタおよびクッピー—カポタ》が未だ分かれていない時代があったのである。このより古い時代の2分(組織の存在)は、性交諸集団によって得られた子供たちがどの階級に帰属するか



ついで諸規定中に、確認される。子供たちは、2つの原群のうち、つねに母親が所属する方の群に帰属する。すなわち、カポタの娘はマタとなり、両者は第1の原群の成員となる。またブタの娘はイッパタであり、両者は第2の原群の成員なのである。産みの母親とその子とこの結びつきは、2つの原群という前提が存在しなくても、その起原をけっして見誤ることがないから、若い方の年代層が解体して4つの階級になったというふうには、確かにそうみなされるのである。

以下に示す現象において、その発展過程が実に明瞭となるであろう。まず、第1と第2の性交集団、イッパイ——カポタとクムボ——マタを想起し、ついでそれら子供たちの階級と比較してみよう。そこで、カポタはマタの母とみなされるから、したがってマタは再びカポタの母とみなされる。これと同じことは第3と第4の性交集団においても繰返される。ここにおいて、イッパタの母たるブタが、またブタの母たるイッパタが存在する。母系共同社会はこのように両者の小区分を保持し続けており、それ故2つの原群の前提と、のちにおける4階級へのその解体とは、歴史的に不可避の事と考えられる。また、これらの原群のだれも、その起原をたどれば必ず1人の共通の女祖先(Ahnfrau)に帰し、だれもみな全体の中であって同一の胎内からの、同じ血を分けあった子孫とみなしてきた。この事は、母と娘が同一の原群に常に留まるということで証明される。つまり、結びつきは男たちの側では繰返さないのである。

ここで結論を述べて総括しよう。まず、(カミラロイ族の制度は)省察の産物ではなく、自然の構成物として存在しているということである。2つの群に分かれての住民構成を、また男の部分と女の部分への各々の分離を、そしてけっきょく2つずつの小区分の形成を、それ以外に何と称することができようか。実際それは、いかなる人間集団に対しても、その人口増加に応じて必然的に前進的な形成としての細分化を迫り、またいかなる群に対してもある多数に達した時にその分割を迫るような、自然的諸関係なのである。それと同じことが血族の分離に、なかでも特に未開時代のそれにも当てはまらないだろうか。無数の事実がこの現象を、その普遍性を、性生活の純化、それと同時に教化一般に対するその意義を、証明している。いたる処に自然的諸関係をみいだすのみで、省察された観念などはみいだされない。自分と同じ群の女との性交の排除すら、これと同一の法則下におかれている。またそれは、意識的な決定によって生まれたものではなく、しだいに強く認められるようになった悪弊を緩和しようとする、本能的な衝動によって生まれたのである。困窮が進歩の母なのである。自己保存のための闘争のみが、更改に必要な力を人類に与えるのである。

オーストラリアのカミラロイ族が2つの群に分離しそのもとで性交法則が確立する以前

に、かれらがどのくらいの期間生活し続けてきたかを、誰が決定するであろうか。4つの小区分が形成され4つの性交集団が制度化されるまでの、さらに続いた幾世紀を、誰が計算できるというのか。野蛮時代の人間が、長い経験を通じ、かれが使っている道具よりもっとすぐれた道具を知ってこれを選ぶようになるまで、もしその単純な道具を投げ棄てないならば、かれは、より改善された生活状態における恩恵を感じないままに、それまで慣れ親しんできた生活状態をもまた、放棄しはしない。将来においてもきわめて頑強に、これに執着する。カミラロイ族は、その階級制度と性交規律とを、こんにちまで放棄していない。依然としてかれらは民族生活と部族的まとまりの基礎を形成したままである。

オーストラリアの野蛮人のもとで行なわれているような乱婚の規律は、純粋に理論的な思索では、絶対に理解に達しえない。その生活の実際は、抽象的な思考の境界のかなたに存在している。それが、カミラロイ族のおかげで、かれらが発見される以前には誰にも予想が不可能であったような原始の諸状態を明らかにすることができるのである。それは実際、われわれに差出された、未だ蕩尽されていない、教訓の宝庫なのである。集団婚に關してと同様、氏族組織 (Gentilorganization) の発生に關しても、われわれはそこから貴重な解明の手がかりを得ている。カミラロイ部族は、集団婚における階級的母 (Klassenmuttertum) から個別的母 (die individuelle Maternität) を認知するところまで達しており、これを基礎として独自の血統を形成し、それによって、もし首尾一貫して続行していけば古い群組織を解体せずにはおかないような発展経路を歩んでいる。この間において、大衆的組織構成 (Massengliederung) と氏族原理 (Gentilprinzip) の、はたしてどちらが勝利を得ることになるか。この問いに対する返答は、以下の説明において与えられよう。

この部族全体は6個の氏族 (Geschlecht) に分かれており、それぞれ次の名称を持っている。1. 大とかげ、2. カンガルー、3. ふくろねずみ、4. エミュー、5. ふくろ<sup>(f)</sup>狸、6. 黒蛇。これらのうち、最初の3氏族はもっぱら第3および第4階級の諸個人を含むだけである。すなわちムリとマタか、あるいはクッピーとカボタのどちらかに一括されている。これに対し残りの3氏族は、もっぱら第1および第2階級の諸個人を含むだけである。すなわちエミュー、ふくろ狸、黒蛇のすべては、クムボとブタないしイッパイとイッパタのどちらかに一括される。ここで新たに、この部族のかの2つの原群を、やがて時の経過とともにさらなる分割を生じて4つの階級に分かれていくような2つの原群を、識別することになる。6氏族 (Gentes) はすでに2つの大きな群が存在する時代において形成されだしていたにちがいない。つまり、第2原群から大とかげ、カンガルー、ふくろねずみの氏族が、また第1原群からエミュー、ふくろ狸、黒蛇の氏族が成長してきたのであ

る。なぜならば、もしこのような前提に立たないと、各個人が2つずつの対に分かれて所属する階級から成る各氏族 (Geschlecht) の氏族員 (Gentile) の混和が、<sup>(g)</sup> 解明されずに残ってしまうからである。すでにここにおいて、階級分化のもとへの氏族組織 (Gentilgliederung) の従属が現われている。確かにそれは、きわめて明確に、階級の組織化を通じての氏族原理の妨害の中に出現しているのである。氏族原理の自由な展開が放置されているところでは、ある1つの氏族 (Gens) の男たちは残余すべての氏族の女たちの中から相手を選んで差支えないから、かれらは自己の所属する氏族でのみ妻を得られないだけである。それに従えば、大とかげやカンガルー、ふくろねずみ等々の人びとは、任意に残り5氏族のうちの1氏族から自分たちの配偶者を選ぶ資格をもち、ただ自分の属する氏族で避けることが義務づけられるだけのはずである。だがカミラロイ族は、氏族原理 (Geschlechterprinzip) をこのように貫徹することができなかった。かれは、階級分化に縛られて、昔ながらの性交集団を忠実に維持しており、氏族結合 (Gentilverwand) の締結をその犠牲にしたのである。その例として、ここで大とかげ氏族をみてみよう。この氏族の女たち——すべてマタないしカポタ——は、その夫をクムボとイッパイのもとでのみ、したがってそれを含む3氏族の間からのみ選ぶことができる。同様に大とかげの男たち——すべてムリないしクッピー——は、ブタとイッパタを含む3氏族と結びつくことにならざるをえないであろう。これは氏族観念 (Gentilidee) からの最初の離反である。それに第2の離反が結びつく。つまり、大とかげに属する1人のマタは、クムボ、すなわちかの女が選ばねばならないところの3氏族の男たちのうちの1つとのみ結ばれるだけなのである。この氏族は、巧妙な組み合わせをなした、有機的でなく機械的な総合体なのである。またそれは、現在において明瞭なように、将来的にも幾世代と生き続け、ヨーロッパ文化と接触してもその自己発展に終止符の打たれることはないであろう。なるほど氏族制度 (Gentilsystem) に都合のよいように、階級に則った性交規律を破ろうとする若干の試みがなされていると、最近の報告者たちは紹介している。けれども、このような動きの兆しはきわめて微弱であるため、いままでの古い建物を倒しきるには新たに数千年を必要とするであろう。

キング=ジョージ河口付近に住む諸部族は、その発展過程において、カミラロイ諸族が到達した段階を越えてはいないように思われる。スコット=ニンド氏が『キング=ジョージ河口 (h) 《スワン河植民地》およびその近隣地方の原住民に関する記述 (11)』の中で素描したところによると、この地方でもまた階級のおよび血縁的な組織が互いに併存しており、性交権は前者のみによって決定されるが、しかし諸氏族すなわち「諸トライブ」は、それらに固有な原理の実施を切望する。住民全体が二つの群に分かれている。それは、エルニウ

シグ (Erniung) とテム (Tem) ないしターマン (Taaman)<sup>(12)</sup> と称する。一方の群中の男たちからなる半群は、それとは別の群の女たちの半群と結びつく。エルニウングの男女同士が結びついたりテムの男女同士が結びついた場合、最大級の処罰が講ぜられる。子供たちは母親の属する群名を名乗る。エルニウングの女はエルニウングの子だけを、またテムの女はテムの子だけを産む。したがって子供は、母方のおじとは群一名称共同体の中において一緒に暮らす、父親とは一緒に暮さない。この部分の描写はカミラロイ族の二つの原群のばあいとまったく一致する。——血族に関する記述はあまり明確ではない。だがしかし主要な点、すなわち性交は血縁に基づく諸部族の構成に抱束されない、という点は確定している。これと、氏族原理の効力を明らかにするような慣習とが結びつくのである。すなわち、男たちはみなこのんで、できるだけ遠くの離れたところへ行き、したがって別の血縁の部族のところへ出かけて妻を探す。血族は階級制であると同時に母系制でもある。子供たちには、遠く離れた母の生地での狩猟権が、現在でも認められているのである。階級に基づくものと血縁に基づくものとの、この二つの組織構成のうち、後者はよりいっそうの観察対象となる。スコットは述べる<sup>(13)</sup>。「原住民から聞き知るものの第一は、部族への帰属である。第二に、母の階級と父の階級とが挙げられるのを聞く。だがそれ以上のことを聞き出すのは、うまくいかなかった。」

これらの事実は、なるほど貧弱なものにすぎないが、それでも社会発展の特徴を明らかにするには十分なものである。その特徴は、すでにカミラロイ族のもつて見出し出たのと同様の、階級原理から血縁原理への発展に一致する。それどころかジョージ河口の原住民の中には、古さの点で上に述べた二つにまさるような民衆分割の記憶を保持しているものも存在する。すなわち、エルニウングとテムによる編成組織と並んで、これとは別に、モンカロン (Moncalon) およびトルンディルupp (Torndirrup) と称する、第二の、同様に包括的な、各々が細かく区分された組織も存在している<sup>(14)</sup>のである。これらの間には性交権の制限がなく、そのためこの区分は、乱婚規律の観念からほど遠いかの太古代へと後退しているのである。したがってわたしは、モンカロン——トルンディルuppの2分のなかに、性交階級たるエルニウング——テムの前段を見出すし、また後者の編成組織が形成された原因を、完全な性的自由の乱用を回避しようとしてきた女たちの努力に見出す。この推測は、スコットが次のごとき叙述で紹介している<sup>(15)</sup>。すなわち、そこの原住民はかれの母を通じてエルニウングないしテムとなり、父を通じてモンカロンないしトルンディルuppとなる、という点である。したがって、男たちが原初的な分割をその後まで依然として堅持しているのに対し、女たちはより高度な原理を承認し、階級的性交を社会状態の基礎にすえたのである。とはいえ、今後の新たな探究のみが、この点に関して十分

な解明の光を投ずることができる。歴史のこの断片が消え去ってしまうまえに、それが実現されんことを願うものである。カミラロイ制度の諸形態を厳密に確定することは、たった一つ残された確実な事実が、人間精神の段階的進化を明らかにしようとするわれわれにどれほどの利益をもたらさうかを示すものである。

#### 原注

- (1) 第8号, 412頁〔～438頁〕
- (2) ニューヨーク, ヘンリー・ホルト版〔およびロンドン, マクミラン社版〕1877年, 第2篇第1章〔49頁以下〕および〔第3篇第1章〕, 383頁以下〔ロンドン版〕。
- (3) 〔ギデアン S, ラング, オーストラリア原住民, その本源的状态および白人との諸関係, メルボルン, 1865年〕367頁。
- (4) 〔エディンバラ, 1865年〕
- (5) 〔第2版, ロンドン, 1870年〕第1巻第1章: 若干の注目すべき風習〔277頁以下, 285頁〕。
- (6) 〔ジョージ・グレイ, オーストラリア北西および西部への2度の探検調査誌, 1837～39年。付・原住民の精神的・身体的状態についての観察(全2巻, ロンドン, 1841年)〕第2巻, 225～230頁。
- (7) 〔カミラロイ族とクルナイ族に関するフェイスン・ハウィットの共著, 1880年をも参照(上掲, 408頁の注1), バッハオーフェンは1881年1月の本稿起草時には, この本をしらなかつた。〕
- (8) 〔332頁以下参照〕。
- (9) 〔サー・〕ジョン・リチャードソン, 北極探索旅行, 〔ルーパートランドおよび北洋の航海日誌, 全2巻〕ロンドン, 1851年, 第1巻, 406頁, 〔482頁参照〕。
- (10) パヴェ・ド・クーティユ訳, 2の53～54頁〔225頁, 注2参照〕。
- (11) 〔王立〕地理学会〔紀要〕, 第1号〔(1831年), 21頁以下〕。
- (12) 〔前掲書, 37～38頁, 42頁以下参照〕。
- (13) 〔前掲自由訳, 44頁〕。
- (14) 〔42～43頁参照〕。
- (15) 〔44頁〕。

#### 訳注

- (a) 「1873年」とあるが, モルガン著『古代社会』によると, これは「1872年」の誤



訳者あとがき

- (1) 本論文は Johann Jakob Bachofen, Die Gruppenehe der Kamilaroi-Australier, in J・J・Bachofens Gesammerte Werke. Achter Band, SS, 457~467 を訳したものである。なお本論文は、本誌第17集に訳出したバッハオーフェン『人類の動物的起点—集團婚』の続篇にあたるものである。
- (2) 原注は (1)…で、訳注は (a)……によってしめた。また訳文中、《 》は原著者のそう入で、( )は訳者のそう入である。
- (3) ちなみにここでのPromiscuität を「乱婚」と訳した。バッハオーフェンは、『母権論』でのヘテリスムスをプロミスキテートにかえているのであるが、このプロミスキテートはモルガンのプロミスキティとおなじではない。したがって、ここでの「乱婚」の訳語はただしくないことに留意されたい。

---

## 女性史研究 第19集

### 特集『家族の起原』注解

良妻賢母思想にとりくむ	田村 博子・田村 敬	1
『家族の起原』邦訳書目録		
『家族の起原』研究文献目録	編・解説 中山 蘇美	2
『家族の起原』注解	寺本 千里 川上 秀子 辻 照子 光永 洋子 瀬上 拡子 林 葉子 田中美智子 小柴 雅子 卯野木盈二 桑原 敬子 緒方 都 宮山 孝子 渡辺 和子 三島 路乃 高木富代子 小玉 稜子 石原 通子 川西 セキ 伴 栄子 坂本 正子 立山ちづ子 緒方 和子 犬童 美子	19
『家族の起原』初版をめぐる	井上 五郎	55
母たち (10)	R. S. ブリフォー 訳・石原 通子	57



## 『起原』雑感

杉原四郎

本誌の前号にのった中山蘇美氏の『起原』に関するわが国の文献目録は、(1)邦訳書目録、(2)研究文献目録および(3)両者の解説の三部作で、1908(明治41)年に出た塚利彦訳『男女関係の進化』以来、1970年にはじまる布村一夫の「民族学に依存しての系統的研究」にいたるまで、わが国でこの古典がどのように紹介され研究されてきたかをあとづけした労作での教えられるところが多い。日本人のみならず日本に滞在していた中国人たちによって『起原』が翻訳された経緯などくに興味深い。ただ向坂逸郎の「日本におけるマルクス主義研究の思い出」に出てくる「国会図書館の憲制資料室に蔵されている西田の明治3年に書いたとおぼしいノート」を紹介しているところで西田を西田長寿としていることは正しくあるまい。西田長寿は現存の人物だからである。また研究文献目録に私の「エンゲルス研究の動向」があげられているが、エンゲルス生誕150年に逝去75年にあたっていた1970年に私はこの論文の他にもう一つ「エンゲルスの統一の全体像をもとめて——わが国のエンゲルス研究史の素描——」を公表(『思想』556, 557)しており(この二つはともに杉原『マルクス・エンゲルス文献抄』〔未来社、1972年〕に収録)、後者の中でわが国の『起原』研究の推移にもふれている。本稿は中山氏の労作に触発されて、10年以上まえに書いたこの文章の内容の一部おきなうために筆をとったものであり、わが国の『起原』研究史とのかかわりで、河上肇、福田徳三、小泉信三、大熊信行という、相互に関係のふかい四人の経済学者の業績を、とりあげたいと思う。

※ ※ ※

塚の『男女関係の進化』の出る1908年頃には、いろいろの形で『起原』が紹介されはじめるが、その3年前に河上肇が邦訳したセリグマンの『歴史之経済的説明 新史観』(昌平堂川岡書店)もその一つである。本書の底本は Seligman, E. R. A., *Economic Interpretation of History*, 1902. であって、『起原』のことはその上篇「経済的史観説の歴史」第6章「近時における経済的史観説の応用の中に出てくる。すなわちこの史観についてマルクスが少なからず貢献しているとのべているところで「又たマルクスは元と原始社会の事実には余り注意をしなかつたのでありますが、しかも彼の遺書を探ってみますならば、彼は社会進化の極初期の時代の現象に就いても亦たうまく彼の学説を応用して居ることを発明するのであります」とのべ、そこにつきのような注をつけている。



「是等の点に就いては、エンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起原』（1884年出版）を参考せよ。殊に第一版の序言を見よ」。

つづいてモルガンの『古代社会』の紹介があり、「乍併モルガンのほんとうの価値が認められて来たのはつと後の事であります。即ち主にドイツに於ける経済的史観説の主張者が其の事を唱へ出してから後の事であります」とのべ、その後こう書いている。

「エンゲルスは1884年に『家族の起原』と云ふ書物を著はしまして、其の中にモルガンの事を論じて、彼の意見はバコーフェン及マクレンナの意見に比べて著しく進歩して居ると申して居ります、又たイギリスの考古学者は、モルガンの著書に對しては非難を容れ乍ら、しかも実際に於いては、彼の意見をそつくり採用して居るのでであると主張して居ります。而してエンゲルス自身は常に事實其のものを研究したのみでなく、其の原因をも研究したのであります、而して太古の社会の事及び一夫一婦制の発達のこと等に就きましては、全くモルガンの説を採用して居ります、併し自ら申して居ます如く、彼はモルガンとマルクスとを併せて採つたのでありまして、モルガンより更に一步を進めて居ります」。(76—77ページ)。

さらに河上は1910年2月号の『国家学会雑誌』に「エンゲルスと唯物史観」と題する訳文をのせているが、これはウォルトマンの『唯物史観』(Woltmann, L., Der historische Materialismus, 1900)の中の一章を抄訳したもので、6節にわかつてエンゲルスの貢献を解説している。『起原』がとりあげられるのは第4節「モルガンの家族史とマルクスの経済史」においてであって、ウォルトマンは『起原』が「マルクス及びモルガン二名の観察を併用」したこと、それは「多くの点に於いて不完全の識あるのみならず、仮定説を立つるに於いて頗る明快なるの長所ある代りに、科学的立証に至っては不確実の点亦た少なからぬ」こと、「而かも人類の全部に亘り始めて唯物史観の適用を貫き、以て之が説明を試みたるの一事に至りては、将来に於ける史的研究発達の先駆を為せる」ことをのべ、「彼の労や亦た多とせざるべからず」と高い評価を下している。更に注目されるのはその中に『起原』の序文の一節——「唯物史観の主張する所は、歴史を左右する最後の条件は、生命そのものの生産及び複生産（訳者曰く、是れ生産及び生殖の意なり）に在りと云ふにあり。故にその条件は分ちて二種と為すことを得云々」の文章をふくむ——が訳出されていることである。ウォルトマンからの孫引きとはいえ、『起原』の主張の骨子が河上の手でこの時期にすでにドイツ語から直接訳出されていることは興味ふかい。後年河上がエンゲルスのこの見解にくりかえし吟味を加えることになる次第については、上掲の私の「統一的全体像をもとめて」でのべた通りである（『マルクス・エンゲルス文献抄』112～114ページ参照）。なお河上の『人類原始ノ生活』（1909、有斐閣）にはモルガンもエンゲルス

も出て来ない。河上肇文庫には『古代社会』も『起原』もあるが、前者は1922年に、後者は1928年に入手したものである。

※ ※ ※

河上の論敵福田徳三は『起原』をどのように見ていたのだろうか。福田の『経済学全集』全6巻（同文館、1925～26）の中には『起原』に関する叙述は見当たらない。でてくるのは福田の全集刊行後の著作『唯物史観経済史出发点の再吟味』前冊（改造社、1928）である。福田はそこで、『共産党宣言』の1883年版につけた序文でエンゲルスが『宣言』の根本思想を要約する際「土地に対する原始の共同所有の解消以来」という一句を挿入するとともに、本文第一節冒頭の「すべての従来の社会の歴史は階級闘争の歴史である」という一句に注記して「茲に歴史と云ふは、正確に云へば、文書によつて伝えられた限りの歴史である云々」とのべていることをとりあげ、「右二個の挿註は、唯物史観による階級闘争社会の始期に関する重要な一の限定を意味するものである」として、この点が「我邦に於ては全く一顧だもせられなかつた」事にかんがみ、本書でそれを考察するとのべている。そしてその中で『起原』をとりあげ、序文の一節「本書は一つの遺言の執行とも言ふべきものである」云々を西雅雄の訳から引用している（38ページ）。そして本書の最後に近いところでつぎのようにのべている。

「かくてエンゲルスは、右二個の挿註によつて、唯物史観の階級闘争理論の妥当性を著しく限局して仕舞つた。唯数語乃至は数行の挿註ではあるが、其れは、少なくとも過去については、而して河上博士に従へば、数千年に渉る過去については、普遍的に妥当すと考へられてゐたものと推定す可き階級闘争理論に取つての、一の致命的宣言を下したものであるのである。其代り、唯物史観経済史の方は、其れによつて始あり、終あるものとせらるることを得たのである。此れが、果してマルクスの真意に合するものであらうか否か。容易に、決定を許さぬ重大の疑問は、茲に存する。」（234ページ）。

福田はこういう問題提起をした後、この問題の解決のまえにいわゆるアジア的生産様式論を吟味する必要があるとしてマルクスのインド論をとりあげ、その途中で上冊を了えている。そして下冊を公刊するまえに1930年この世を去った。こうして『起原』についてのより立ち入った見解は結局福田からはきくことができずに了った。そこで福田にかわって彼の二人の弟子、小泉信三と大熊信行の見解を見ることにしよう。

※ ※ ※

同文館が分冊形式で1910（明治43）年に刊行を開始した『経済大辞書』は、わが国最初の本格的な経済学辞典であるが、その中の「エンゲルス」の項目を執筆しているのは小泉信三である。小泉は慶応義塾の出身で、福田徳三の教えをうけた。大正に入るとマルクス

の価値論について河上肇と論争する人物である。小泉はエンゲルスの業績を説明している（p. 207～208）中で『起原』についてこういつている。

『「家族私有財産及び国家の起原」』、之れ米国の学者ルイス・モルガンの研究の補論とも云ふ可き者、ラーズ（Ravé）の仏訳あり、1893年巴里に出づ。

『起原』は種々の国語に翻訳されているが、その中でここに小泉があげているフランス語の翻訳——L'origine de la famille, de la propriété privée et de l'état, Trad. française par Henri Ravé. Paris 1893——は、小泉がそのことを知っていてとくにフランス語訳をあげたのかどうかは不明だが、特別な意味をもっている。というのは、このフランス語訳は、アルザス出身のジャーナリストアンリ・ラヴェがしたのだが、その訳文をマルクスの次女ラウラ・ラファルグが校閲し、さらにそれをエンゲルスが読んだうえで刊行されたものだからである。この件については、エンゲルスからラウラへのいくつかの手紙でとりあげられているが、エンゲルスは、ラヴェの訳文の不備がラウラの協力によって改善されたことを多としている。1893年6月20日づけのエンゲルスからラウラへの手紙にいう、「あなたが目的とした二つの事柄——すなわち、忠実な訳文とすること、独自の著作として読めるようにすること——については、あなたは確実に二つながら目的を達しました」（大月書店版全集39, 74～75ページ）。ところが『起原』のフランス語版をうけとったエンゲルスは扉の校正刷りにあった「ラウラ・ラファルグ夫人による完全校閲」という言葉がなくなっていることに気がつき、同10月14日のラウラへの手紙でもしそれがラヴェによる「脊信行為」によるものなら「僕は抗議します」とのべている（同, 133ページ）。だがその言葉をけずったのはラヴェではなくラウラ本人だったことを知ったエンゲルスは、10月18日づけのラウラへの手紙で、「あなたは、自分の立派な仕事をはずかしがったり、ラヴェが他人の借着で身を飾るのを許したりする必要はないのです」といい、ラウラが上記の文章をけずってしまったことを残念がっている（同上139ページ）。ラウラは7ヶ国語を話しかつ書くことができ、エンゲルスの『ルートヴィヒ・フォイエルバッハとドイツ古典哲学の終結』のフランス語訳も公表している。その才能を発揮して『起原』のフランス語訳の改良に貢献したこの女性が、1911年夫とともにみずから命を絶ったことはいたましい限りである。

※ ※ ※

大熊信行というユニークな経済学者のことについてくわしくは私の『日本のエコノミスト』（日本評論社、近刊）の中の大熊論にゆずり、ここではただ、(1)彼が東京高商での福田徳三のゼミナールの出身であるが、その卒業論文にラスキンとモリスをとりあげたのは河上肇の影響によるものだったこと、(2)彼は理論経済学者として二つの大きな発見をした

とのべているが、その一つは資源配分の理論であり、もう一つは生命再生産の理論であったことの二点をしるすにとどめる。その大熊がエンゲルスの『起原』をとりあげているのは、晩年の大著『生命再生産の理論』上下（東洋経済新報社、1974～75）においてなのである。

本書のライトモチーフは、本来生産という言葉には物の生産と人の生産との二義があり、物の生産は人の生産のためのものであったのに、商品中心の思考におちいった現代の経済学ではそれが忘れられてしまった、今こそその思想を復活させなくてはならないということだ。そして人の生産の場所である家庭を経済学の中に正しく位置づけるべきだと大熊はいう。家族は私的なものでもなく消費の単位でもなく、生命の再生産という人間にとって最も重要な機能をはたす、「国家の死滅に関するマルクス主義的な教義は、エンゲルスの手で仕上げられたが、しかしエンゲルスは、家族の死滅に関する教義を残さなかった。……現代では、国家が人間にとつて『死』を象徴し、家族が生を象徴する、というのがわたしの到達点の一つである」（『生命再生産の理論』上、42～43ページ）。

大熊によれば、『生産』という一語を、人間の生命に用いることについて、わたしの蒙をひらき、そして大きな勇気を与えてくれたのは、カール・マルクスとジョン・ラスキンの二人である。マルクス学派では、マルクスとエンゲルス、そしてレーニンの三人が、いずれも人間の生産ということを、思考の根底においた学者であつた」（同下、383ページ）。三人のうちエンゲルスについては上記の文章の中にも出てきたが、別のところで『起原』の冒頭の一節——それは若き日の河上がウォルトマンからの孫引きで邦訳した一節と同じものである——を引用し、つぎのようにのべている。

「人間と物の『生産』を『兩種の生産』と呼び、二つの範疇を明瞭に対応している右の文献こそ、少なくともわたし一個の学問的生涯にとつて、最も貴重なものの一つである。なぜとつて、叙述はいかにも簡潔でありながら、家族そのものの永遠の機能が、動かすべからざる形でそこに表現されているからである」（同下、17ページ）。

『起原』の序文のこの一節は、マルクスの唯物史観を混乱させるものだとしてスターリンの批判をうけたのだが、そのスターリンこそマルクスにあった貴重な生命再生産の思想を見落すという重大な誤謬をおかした（同上、120ページ）。大熊のこの労作は、このようなスターリンの誤謬をただし、『起原』をつらぬいている思想の現代的意義をあきらかにする意図をもって書かれたといつてよいであろう。

## モルガン・エンゲルスによせて



松井秀枝

当時（1930年）、差入れ自在だったのは、自然科学と宗教や語学の本及び古史書類だった。投獄は一度だけではすまないだろうと覚悟していたので、そんなとき勉強できるものとして古代史をえらんだのである。

まず、『古事記』をくりかえし読んだ。そしてイモ、セという古語が男称女称であるのに気づき、先史時代の追求に興味を抱いた。エンゲルスが激賞したとのことで、（旧）高校時代に買ったまま読んでいなかった“Ancient Society”を思い出し、先史時代のことが書いてある筈だと、差入れを頼んだ。入らぬと思ったのにすらっと入ってきた。小さい辞書を片手に一通り読んだが、詳しいことはつかめなかった。そのころ、改造文庫に訳本があることがわかったので、英文が入るなら日本語でも入るだろうと差入れを頼んだら、荒畑寒村訳の改造文庫が入った。よい訳とも思えなかった。私は折角訳本を持ちながら、筆記具が許可されない状況下で、精読することはしなかった。そして1934年に出獄した。

『家族の起原』を知ったのは1926年ごろだった。しかし読んだのは、1935～36年ごろだったと思う。ドイツ語の原書を1人でよんだが十分な訳読はできなかった。せいぜい½ぐくらいよんだところで、何もかも中断してしまった。医者になるために、1938年に医科大学に入ったからである。

それでも『古代社会』の中で、カミラロイ族の階級婚制度のことだけはあたまたこびりついていて、これが人類の初原組織か否かに興味をもちつづけていたのである。

1962～63年ごろ、「東洋古代社会史要項」という一篇をまとめたとき、「歴史評論」に投稿したが「問題意識なし」と取りあげてくれず、人を通じて渡部義通氏に見せた。渡部氏が日本の母系社会の解明をしていたのを知っていたので、彼を名指してみてくれと云った次第である。卓見なりとほめてくれた。今度も『先史時代論考』を第一に彼のところへ送ったが、加療中なので読むのはしばらく待ってもらいたいとのことだった。彼はその7日ぐらいあとに急逝した。渡部氏夫妻は4、5年まえ、島根の史蹟めぐりのために松江にきたが、そのときは私の論考はできていなかったもので、史論はやらず、もっぱら政治談議に終わったのであった。渡部氏の急逝はまことにおいしいことである。

# エンゲルスをささえた女人たち

『家族の起原』における近代婚姻法

布 村 一 夫



## I

1884年の10月3日ころにチューリヒで出版された『家族、私有財産および国家の起原』は、その年の3月末から5月26日までのあいだに執筆されたものである。

マルクスの死の1年あまりあとにかかれたこの本は、すごいばかりの勉強の結果であるが、このあとエンゲルスはリューマチや眼病にくるしめられて、口述筆記のための秘書をやとわざるをえなかった。

後妻のリジ・バーンズはすでに1878年9月12日に死亡しているが、1883年3月のマルクスの死去のあとに、家政婦のヘレーネ・デームートはエンゲルスのもとにうつりすんで、エンゲルスの家事をみていた。その彼女も1890年11月4日に死んでいるが、晩年の7年間は、エンゲルスとともに、幸福であった。「僕のよき、愛すべき、忠実なレンヒェンが短い、ほとんど苦しむことのなかった病いののち、きのう午後やすらかに永眠した。……党関係のことでもかの女のすばらしく気のきいた助言がえられなくなるのは残念だ」と11月5日づけでエンゲルスはF・A・ゾルゲにしらせている。

ところで、『家族の起原』の第1版は、チューリヒの人民書店によって出版されたのであるが、そのおりに、5000部のうちの4000部は労働者むけの並製本であった。<sup>(1)</sup>人民書店であるが、その責任者は、スイス、ホッティンゲン、チューリヒ、カジーノシュトラッセ、人民書店、ヘルマン・シュリユーターであった。この人は「チューリヒの社会民主党の出版社長」とされてお<sup>(2)</sup>り、1889年にアメリカへ亡命し、1919年に死去しているが、エンゲルスとの文通がのこされている。しかもエンゲルスは、「シュリユーター夫妻は手がつけられない」と、彼の私生活のことをF・A・ゾルゲにかきおくしているほどに、この社会主義運動家をしていたのである。

なるほど『家族の起原』第1版の表紙には「人民書店」とあるが、タイトル・ページには「組合書籍印刷所」とあるので、いますこししらべてみなければならない。

さて、ヘレーネ・デームートのかわりをつとめるのが、ルーゼ・カウツキーである。彼女はその前年にカール・カウツキーと離婚しているが、1890年からあと、エンゲルスの家政にあたり、秘書をつとめた（1894年にルーゼはフライベルガーと再婚している）。1891年7月7日づけのラウラ・ラファルグあてにかいている。

『起原』第4版のための改訂は終りかけています。たくさんの重要な増補がおこなわれることとなります。……僕を大いにはげました守り神はルーゼでした。彼女はこの題目にたいする明晰で透徹した独創的見解に富んでいます。』

このあと、エンゲルスは、このルーゼと、亡妻の姪であるパンプスことメアリ・エリン・ロッシュとをつれて、9月8日から23日までに、スコットランドとアイルランドをおとずれている。この旅行のことは、『家族の起原』第4版に、一つの注としてかかっている。パンプスをつれてのアイルランド旅行では、エンゲルスはメアリとリジの姉妹、その父の故郷をおとずれたにちがいなく、彼女らの墓はそこにつくられていたと想像してもよいかかもしれない。

デームートなきあとの、まさに最晩年のエンゲルスをささえたのはルーゼであるが、エンゲルスは彼女に、6000ポンドの遺贈、遺言執行人としての250ポンド、それに家具一式をあたえている。最高の処遇であった。

『家族の起原』第4版は1891年秋にシュトゥットガルトのディーツ社から刊行された。第2版は1886年にシュトゥットガルトで出版されたとされているが、これはディーツ社の「手まえ勝手な」ふるまいであった。1889年の第3版もディーツ社からであったらしい。そうすると、第1版だけが人民書店刊であることになるが、ディーツ社は第1版の出版にさいしてあまりのりきでなかったのであるが、シュリューターからうけとった第1版のうちの1000部を、J・H・W・ディーツが「第2版」として売っている<sup>(3)</sup>のである。

老エンゲルスをささえた二人のことを、かんたんにかいてきたが、このつづきは、若いエンゲルスそして壮エンゲルスをささえた二人のことである。とりあえずはメアリ・バーンズであるが、彼女は1863年1月6日に死亡している。この妻は20年あまりエンゲルスと生活をともにしたのであるが、エンゲルスは、「彼女とともに僕の青春のさいごの残存が葬られたのを感じた。」のである。43才のエンゲルスであった。それにしても、この二人のむすびつきは、『家族の起原』のなかでのべられている近代的婚姻にたいする批判によって、なっとくさせられるにちがいない。

彼女は近代的な女であることをとおりこして、より近代的であった。紡績女工、チャリティスト運動、そしてアイルランド独立運動が彼女を近代の虚偽からぬけださせて、未来のあるべき女人像を体現させていたのにちがいないようなのである。

『家族の起原』をこのような視点でよみとることもできるはずである。これこそがもっともたいせつであるかもしれない。

## II

1842年11月後半にマンチェスターについてのエンゲルスは、1カ月ほどあとから、いくつかの新聞通信をかいているが、そのうちには、12月25日づけのライン新聞にかいた「イギリスにおける労働者階級の状態」がある。イギリス第二の都市であり世界第一の工業都市である「赤いマンチェスター」にうつりすんでから、半年ほどのあいだのエンゲルスの生活が、これらの新聞通信によってうかがわれる。

1842年から1844年までのエンゲルスの第一次マンチェスター滞在期には、すでにチャーティスト運動は下降していたが、エンゲルスはこの運動の指導者たちにあい、オーエン主義者の日曜集会に出席したりしているが、これらはメアリ・バーンズやG・ヴェールドの案内によったらしい。おそらくメアリなしには、マンチェスターの革新者たちや労働者たちと、こんなにまでしたしくなることはできなかったようである。

エンゲルスは1844年8月にマンチェスターを去って、バルメンにかえる。それまでには論文「経済学批判大綱」をかいて『独仏年誌』にのせているのであるが、バルメンでは1845年3月までに著作『イギリスにおける労働者階級の状態』をかきあげている。このようにエンゲルスはマンチェスターで商人としての生活のうらで、一方では経済学論文をかき、他方では社会学的調査をしたことになる。24～25才の若いエンゲルスにとっては、まさに博士論文がかかれたのであったといってもよいかもしれない。

1845年4月には、すでにマルクスが住んでいたベルギーのブリュッセルに、エンゲルスもうつりすんだが、このときメア리를同伴していた。そして1850年11月から、第二次マンチェスター滞在期がはじまる。

およそ20年あまりのあいだの生活のあと、1863年1月6日に、40才のメアリは突如として死去してしまっただけでなく、リジが第二の妻となるのであるが、4才年下の彼女はメアリにおとらず熱心な、非合法的アイルランド独立運動の会であるフィンア会の会員であったといわれているが、近代をこえた意識をもっていたとしても、その病気が心持ちもゆがめてしまったかもしれない。リジは筋肉リュウマチにくるしみ、1877年以来ねたきりであったので、エンゲルスは長い間の看護を心からつくした。たとえば1876年8月11日づけでフィリップ・パウリにあてて、「妻は旅行と海水浴がたいへん薬になりました」とかく。そして1877年7月24日づけで、「リジの容態はよくなってきている。彼女は日曜日には重大な危



機にあったが……」とマルクスにいらせている。カトリックのアイランドでは、非公式の結婚者は死後の永久の煉獄に苦しむという伝えがあり、リジはそれを信じていたといわれるが、これはリジが無神論にいたっていなかったということがうたがわれる。

「僕の妻は、前の晩まえて僕に法律上の委託をすませたのち、今朝1時半、長年のわずらいのあげく、おだやかに息をひきとった。」

その死の日である1878年9月12日に、彼は弟のルードルフにあてて、送金を依頼して書きおくらしている。リジは50才をこえたばかりであったが、メアリはもっと若くして死去しているが、紡績女工としての労働がわざわざいたのかかもしれない。

エンゲルスがロンドンにうつったのは、1870年9月である。もはや1869年6月にエルメン・エンゲルス商会の出資社員でなくなったためであるが、いま一つには、リジ夫人の親戚がうるさくて、彼女じしんもマンチェスターを去りたくなくなっていたからともされている。

マンチェスターでの工場主たちのヘテリスムスを十分にみていたエンゲルスは、後でのべるような法社会学的考えのもとで、一夫一妻婚の歴史のはてにある近代的婚姻をけいべつし、教会や国家による承認は無用であるという信念をもっていた。これは100年あとのさいきんまでのサルトルとボーボワールとの届出をしない婚姻とおなじであるとみられもするが、この二人はエンゲルスほどの法律論、そして一夫一妻婚観をもっていたかどうかはうたがわしい。

それだけに、右手にパンをもち、左手にバラをもってくらしてきたエンゲルスの、ベール夫人ユーリエあての、晩年の手紙をわすれることができないのである。

「私の妻もまた真のアイランドの無産者の血統でした。そして、彼女の生得のものだった自分の階級を愛する熱烈な感情は、『教養があり』、かつ『感情豊かな』有産者令嬢たちのあらゆる文学者気どりや賢女ぶりがなしたであろうよりも、わたしにとっては無限により以上の価値があったのであり、またわたしをどんな危機的瞬間にもより以上に力強くはげましてくれたのでした」

### III

〔A〕「フリーエがすでに一夫一妻婚と土地所有とを文明の主要特徴とみなしており」とエンゲルスは『家族の起原』でかいているが、モルガンもまたこのような見解をもっていた。古典古代についての研究がこのような見解をもたせるらしいのであるが、「文明」すなわち国家が成立された政治的社会であるギリシャ・ローマでは、一夫一妻婚が神聖な

婚姻としての「聖婚」とされた。だが、この一夫一妻婚は、ヘテリスムをともなっていたのである。このヘテリスムをモルガンは、「未婚または一夫一妻婚でくらしている男と未婚の女との性交を意味した」とするが、これにエンゲルスも同意している。

「文明」という歴史社会のなかでの古典古代の、ヘテリスムがつきまとっている一夫一妻婚についてかいたエンゲルスは、古代ゲルマンそして封建時代の一夫一妻婚についてもかく。これは『家族の起原』の第2章「家族」のなかでのことである。

「文明」のまえの「野蛮」と「未開」——あわせて「原始」とよべば、この原始での婚姻のことを、モルガン『古代社会』での研究にかんれんして、エンゲルスはのべただけではないのである。「文明」期における土地所有にふれることを、ここではさしひかえねばならないが（共同体論をみるのにたいせつである）、とにかくエンゲルスは古典古代の一夫一妻婚をはっきりと考察しているのである。

〔B〕「一夫一妻婚そのもののなかに第二の対立が発展する。」

古典古代の一夫一妻婚がヘテリスムをともなっていたが、いまや「姦通は一つの不可避的な社会制度となった」というのである。この妻の姦通は「厳禁され、厳罰されはするが、しかし抑制することはできない」のであり、買春する夫はおこがましくも子の父性の確実をもとめるが、妻の姦通は、父性を確実にしないのである。だが、極端かもしれないが、たとえば白人である妻が黒人との姦通によって生みだした黒い皮膚の子どもは、どうなるだろうか。ようするに、「解決できない矛盾を解決する」ために、ナポレオン法典第312条は、「婚姻中に受胎された子の父は——夫である」と布告したのであるが、エンゲルスは「これが、3000年にわたる一夫一妻婚のさいごの帰結である」と結論する。「文明」になってからあとの、いまにいたるまでの3000年のあいだの一夫一妻婚のきびしい歴史を、エンゲルスはこのようにつかみとっているのである。

しかもエンゲルスによると、近代になっての、このような夫と妻との婚姻こそが、つまりは婚姻なのである。「文法では二つの否定が一つの肯定となるように、結婚道徳では二つの不貞が一つの徳行とみなされる」というフーリエの言葉が妥当する、とエンゲルスはのべている。もともと聖なるもの、「善」なるものとしての一夫一妻婚という婚姻は、買春によっても姦通によっても、すなわちどちらの不貞によっても、けがされない婚姻であるべきである。だが買春と姦通とをともなうにいたった婚姻が、ふつうに慣行されている近代の婚姻であり、このかぎりでのこのような婚姻は「善」である。それぞれに買春と姦通をおこないながらむすびついている男と女との一夫一妻婚的な行為は、善行である婚姻、あたりまえの慣例的な婚姻なのである。これが近代の一夫一妻婚というものなのである。

1884年すなわち明治17年に刊行された『家族の起原』第1版でのエンゲルスのこの記述が、明治末年の、この国でこの著作をくわしく紹介した学者や民間人には理解できただろうか。しかも明治29年と明治31年の「民法」、いわゆる「明治民法」のもとに生きていた戦前の女たち、たとえば平塚らいてうがこの「明治民法」の家父長権に反抗したとしても、自然発生的であった。だが戦前のこの国の法学者たちは、エンゲルスの法社会学的な記述におどろかされたにちがいないのである。エンゲルスは法制史家でないとしたりしながらも、戦前のこの国の法学者たちにとっては、このエンゲルスの法律論は、思いもつかないことであった。たとえ知っていても、記述する勇気がもてなかったことであった。つとにエンゲルスは、チャーティストの「人民憲章」について、「有産者にとっては、法律は神聖である。なぜなら、法律は、有産者じしんでこしらえたものであり、自分の承認によって、自分の保護と利益のために発布されたものであるからである」し、「労働者にとっては、法律とは、自分たちのために有産者がつくってくれた鞭であることを、労働者はあまりにもよく心得ており、またあまりにもしばしば経験してきた」のであるから、エンゲルスは「人民憲章」こそが、近代の法律を未来の新しい法律にかえることを要求したのであると考えたのである。すでに第一次マンチェスター滞在期にエンゲルスはここにまでいきついていた。

〔C〕「現代の有産者的な婚姻締結は二位一体的である」として、カトリック諸国とプロテスタント諸国でのちがいをのべる。どちらのばあいにも結婚は当事者たちの階級的位置に制約されており、そのかぎりにおいて「打算婚」である。「どちらのばあい」とあるのが二つのばあいであり、これが二位であり、「打算婚」が一つとしての一体なのである。

「一夫一妻婚と男の支配とは、まさに財産の保全と相続のためにこそつくりだされたものである」が、「この支配を保護する市民法は、有産者のために、そして彼らの無産者との取引のためにあるにすぎない」のである。

「文明」という政治的社会での法のありかたをはっきりと見ぬいているのであるが、「無産者の家では、男支配のさいごののこりかすまでもが、そのすべての基盤をうしなつた」のであり、「一夫一妻婚の永遠の同伴者であるヘテリスムと姦通も、ここではほとんどあるかないかの役割しか演じない」のである。無産者の家では「妻は離婚の権利を実際にとりもどす」のである。

近代社会での分裂したものたちのあいだでの、それぞれの婚姻のありかたを見ぬいているのである。これは19世紀のおわりにちかひころのことであるが、それから100年たったいま、それは基本的に正しいと、この国のものたちはやっとわかってきているのである。

〔D〕さいごになるが、『家族の起原』では、立法の進歩についてかかれている。

「近代の文明的な法律体系は、第一に、婚姻が有効であるためには、それは双方が自由意志で結んだ契約でなければならないこと、また第二に、婚姻締結後でも、双方はたがい平等の権利と義務をもつべきであることを、ますます認めてきている。」

「認めてきている」のであって、100年まえに、そのような法律がつくられているというのではない。いわばカントの婚姻哲学を実現する方向に、「法律体系」がむかいつつあるということであろう。これは100年あとのいまでは認めざるをえないところの、そのように制定されてきている法のながれであるが、このあとエンゲルスは、「そして、この二つの要求が首尾一貫して実行されるならば、女はその要求しうるすべてのものをもつであろう。」とかいている。

二つの要求が実行されるならば、という仮定のもとでのことであるが、これにたいする回答をエンゲルスはかいている。

「この純法律家的な論議は、急進的な共和主義的有産者が無産者をしりぞけて黙らせるやり方と、まったく同じである。」として、労働契約がしめされる。

「双方が自由意志で結んだものとされる」労働契約ではあるが、これは「法律が双方を紙のうえで平等にするやいなや、自由意志で結んだものとみなされるのである。」だが法律は、「一方のがわに与える力と、それが他方のがわにおよぼす圧迫」とは、なんの関係もないのである。このような労働契約のあり方が、自由意志による婚姻のあり方とまったくおなじであるとしている。

「婚姻について、法律は、もっとも進んだ法律でさえも、当事者たちがその自由意志を形式的に記録にとどめさえすれば、それで十分満足している」のである。そして、「この自由意志がどのようにして成立するか、それを法律も法律家も気かけないのである。」

自由意志による、すなわち両性の合意による婚姻の成立も、その自由意志の正式記録で万事完了なのである。この国では、戦後の改正民法になって、この届出によって万事完了なのである。したがって100年まえの記述を、いまこの国の女人たちも納得できるのである。

あとはくわしい記述そのものをよんでほしい。そこに新しい法学をみいだすべきである。「近代的個別家族は、妻の公然または隠然の家内奴隷制のうえに築かれており、そして近代社会は、個別家族だけをその構成分子とする一つの集団なのである。……夫は家族のなかで有産者であり、妻は無産者を代表する。」

『家族の起原』では、原始の婚姻、たとえば乱婚とか集団婚とかだけについて記述されていると思いがちであるが、モルガン『古代社会』をよみ、これにかんれんして『家族の

起原』をかいたのではあるが、みづからの生きた近代社会での婚姻のありかたのうらおもてをみぬいており、マンチェスターでの生活においてそうであった。エンゲルスは大資本家の娘をめとることができたであろうが、そうはしなかった。ドイツのエンゲルスの父は、世界一の工業都市マンチェスターに進出して紡績工場をつくるほどの先進的な資本家であった。この父も息子エンゲルスの紡績女工との婚姻をみとめることがなかった。一般的な父と子のあらそいは、ここでは未来学的である。

#### IV

エンゲルスの骨灰は、1895年8月27日にイーストポーンの海のなかにしずめられた。

とにかく、いつから火葬がおこなわれていたかを知らないが、エンゲルスはウォーキングの火葬場で火葬にされたのである。それにしても1883年にはマルクスは無神論者墓地に土葬されたようである。そうであるならば、(1) ロンドンでのデームートの死のばあいはどうであったか。(2) そしてやはりロンドンでのリジ夫人のばあいは？(3) さらにメアリ夫人のばあいはどうであったか。

しらべが十分でないかもしれないが、とにかくメアリ夫人のさいについての記録をみいだす。

「僕が君の手紙をうけとったとき、彼女はまだ埋葬されてはいなかった。」

「君の手紙」というのは、エンゲルスが1月7日にマルクスに、メアリの死をしらせたのにたいしてマルクスが1月8日にかいた手紙のことである。このマルクスの手紙を、エンゲルスが1月8日にうけとったが、そのときに、まだ埋葬していなかったというのである。これからして土葬したようにうけとられる。

ただこれだけのメアリ夫人の埋葬にかんする記事のほかに、リジのばあいをふくめて、なんの記録ものこされていないようなのである。

ところでマルクスの死のばあいであるが、エンゲルスは彼の墓碑名の案さえもかんがえている。心ゆくばかりの気くばりであったが、妻の埋葬のときにも、そうであったにちがいないとしても、なぜエンゲルスが妻の埋葬、埋葬地のことをかきのこさなかったのか。なぜ誰もがしらなかったのかと、ふしぎにおもわれる。

『イギリスにおける労働者階級の状態』ではかかれている。

「ロンドンのセント・ブライドの貧民墓地は、草木もはえていない不毛の沼地であって、チャールズ二世世のかた墓地として利用されており、白骨の山でいっぱいになっている。水曜日ごとに、死んだ被救恤民が深さ14フィートの穴のなかに投げこまれ、坊主は大

いそぎで祈祷の文句をがなりたてる。穴はいいかげんにうめられるが、それは翌週の水曜日にまた穴をひらき、もうこれ以上は一つの死体もはいらなくなるまで、死体でいっぱいにするためなのである。この穴から発する腐臭は、その付近全体を悪臭でみだしている<sup>(4)</sup>。

ロンドンでおこなわれていることは、マンチェスターでもおなじであった。

「マンチェスターでは、貧民墓地はアーク河の対岸の旧市街にあり、同じように荒れはてた、でこぼこの場所である。」とかき、そのあと、約2年まえにこの墓地をとおって鉄道がしかれたことがのべられているが、「残虐行為を、私はこれ以上に詳細にのべることはできない。」とむすんでいる。

エンゲルスが20カ月にわたってマンチェスターのさまざまな労働者地区をあるきまわった結果をまとめているが、マンチェスターとその郊外に35万人の労働者がすんでいたが、そこにいるアイルランド人は4万人とされ、このアイルランド人がそれまでイングランドではいられていなかった裸足あるきをもちこんだのである。

とにかく、みずからの故郷とおなじくらい、マンチェスターをしりぬいた第一次マンチェスター滞在期のエンゲルスは、そのあとの第二次マンチェスター滞在期になって、アイルランド出身の女工であったメアリ夫人をさきのような貧民墓地に埋葬したなどとは、とてもかんがえられない。ロンドンでのリジ夫人のばあいもしかりである。マルクスのばあいとおなじく、しかるべき無神論者墓地におごそかに埋葬したにちがいない。

徹底した無神論者であるエンゲルスはこのように行動したにちがいないと推理しても、100年あとのわたしたちにやはりミステリーをのこしてしまったのである。

## V

歴史的な制約をもたない著作はないはずであるが、この本の第1版も、モルガン学説がなった制約をうつしだしている。しかもJ・J・バツハオーフェン『母権論』1861年にもかんれんさせているのであるから、これら2冊の著作を二つの脚とさせ、そのうえに立派にそびえたつことをゆるしたのは、ひとえにエンゲルスみずからの民族学という学問の深さであった。

第1版がもっている制約を、第4版での改訂がおしえている。第1版から7年あとの第4版は、そのころの民族学の進歩のはげしさ、それがモルガン学説をこえざるをえないような流れのなかにあったことをしるならば、このさき、わたしたちみずからが、第4版の制約を認識し、それをふみこえねばならないことをおしえられる。

フェイスン、ハウィット共著『カミラロイ部族とクルナイ部族』1880年は、第1版での

「プナルア家族」を、第4版で「集団婚」とあらためさせた。これはたいへんなことである。モルガンはトゥラン・ガノワン式類別制親族名称体系（親族名称体系とは、これまでの訳本で「親族制度」と訳されているもの）を解明するために、「プナルア家族」を想定したが、いまや「集団婚」にもとめざるをえない点にまで、すすみでたのである。だが、『資本論』第3巻の刊行がのこされている彼は、そこでたちどまらざるをえなかったようである。1892年のカラフトのギリヤーク族をとりあつかった論文「新しく発見された集団婚の一例」でもそうであった。

いま一つのM・コヴァレフスキー『家族と財産の起原と進化の概要』1890年は、家族共同体と村落共同体の問題をふかめた。この本とさきの共著との2冊のうえにたって、やはり第4版も改訂・増補をくわえたとすることができよう。

このあとにあるのは、すなわちエンゲルスの死後は、20世紀はじめのイギリス社会人類学者W・H・R・リヴァーズによるマライ式にたいする批判である。1907年のE・B・タイラー生誕75年にささげた彼の論文「類別制親族名称体系の起原について」をみよ。これはトゥラン・ガノワン式を集団婚と二分組織とによって解明させるようにしたのである。さらに、モルガン学説の増補は、ラドクリフ・ブラウンによるクロー・オマハ式類別制親族名称体系の再発見にみられる。これはトロブリアド島人の親族名称がクロー式であることがわからなかったマリノウスキーの機能主義、現地主義をあさましいものにしてしまった。

なぜ親族名称をとりあげるのか。とりあえずは、大昔の日本人は「兄弟姉妹」名称で、男称・女称の区別をもっていたことをしめしたい。男がその兄弟を名称するばあいの男称では、兄を「セ」と、弟を「ト」とよんだが、姉妹をすべて「モ」をもってよんだ。女称はこの逆であり、女はその兄も弟も、すべて「セ」をもってよぶ。これはふしぎではないか。漢字の輸入がこの男称・女称の区別をほろぼしたらしい。またモルガンが明治維新の前年に、ニューヨークでカワベ・マンキチという日本人からききとって、1871年の著作『人類の血族と姻族の名称諸体系』のなかに記録した幕末日本人の親族名称では、「姉妹・従姉妹」類別はハワイ型とよばれるものである。この部分のこのような名称のしかたが、ハワイ人がもっているマライ式にみられるものである。モルガンの解釈によると、110年もまえのハワイ人と幕末日本人とが、おなじ発展段階すなわち野蛮・未開・文明のうちの、土器製作をしらない野蛮の時期にあったということになるが、マライ式類別制親族名称体系をもっとも古いものとするのはまちがいでとみられはすまいか。

民族学の分野での近代的古典である『家族の起原』をよんでほしいと心からのぞむ。ヨーロッパの文明を特徴づける一夫一妻婚のありかたは、アジアのこの島国ではあてはまら

ないということについては、いずれくわしくのべる機会をもちたい。

## VI

訳文のテキスト・クリティクのためもかねて、つけくわえておきたい。

すでにナポレオン法典の第312条の前段「婚姻中に懐胎された子は、夫を父とする」にふれたが、エンゲルスはこれをめぐっての記述のまえに、第230条にかんれんして、つぎのようにのべている。

「いまでもなお夫には不義の権利が、すくなくとも慣習によって保証されており（ナポレオン法典は、夫が正妻のいる家に妾をつれこまないかぎり、夫にこの権利を明文をもって認めている）、社会的発展が進むにつれて、それはますますさかん<sup>(5)</sup>に行使される。」

このところは、1922年に刊行された最初の邦訳である内藤吉之助訳では、つぎのように訳されている。

「またこの時に至っても、尚夫には姦通の権利（Recht der ehelichen Untreue）が依然として少くも習俗により認められてゐるのである（ナポレオン法典は、夫が妻と住する家屋内で他の女と衾を同じくしない限り、明瞭にこの権利を夫に認める）、そしてこの権利は高まり行く社会の進化とともに益々盛ん<sup>(6)</sup>に行使される。」

わが国での最初の内藤訳本から、1965年の戸原訳本にいたるまでに、いくつかの邦訳があらわれているのであるが、この2冊は、戦前と戦後のちがいが、MEW第21巻のなかの『家族の起原』の刊行の前と後とのちがいをもちながら、それぞれにすぐれた訳文をしめているのである。とりあえずは、引用した訳文をくらべておきたい。

(1) 内藤訳本では *Recht der ehelichen Untreue* と、わざわざ原文がしめされ、「姦通の権利」と訳される。戸原訳本では「不義の権利」である。なおMEW、邦訳第21巻では「不貞の権利」である。CMΘ 第21巻では、「婚姻不誠実の権利」とでも直訳できるようなロシア語訳がされているが、不誠実であるから不義であり、不貞なのであろう。

なお、モスクワで出版された刊行不明のイギリス語訳の『家族の起原』では、*right of conjugal infidelity* とされておき、まさに「姦通の権利」である。

(2) 戸原訳本の「正妻のいる家」は、内藤訳本では「夫が妻と住する家屋」である。MEWでは *in ehelichen Haus* であり、そこで夫妻が婚姻している家屋のことであり、CMΘ のロシア語訳は「家族の家」と直訳できる。

(3) 戸原訳本の「妾をつれこまないかぎり」は、内藤訳本での「他の女と衾を同じくしないかぎり」であるが、これは *Beischläferin* 「同衾者（女）」としての「妾」をつれ



てこないかぎりである。

(4) MEW第21巻での編注61は、邦訳第21巻では、つぎのように訳されている。

「エンゲルスがここで云っているのは、1804年にナポレオン1世の治世に制定されたフランス民法典の第230条のことである。」

戸原訳本での訳注によると、1804年の「フランス人の民法典」のことであり、1807年に「ナポレオン法典」と改称されたとあり、そのあと、つぎのようにのべられている。

「ところで、エンゲルスが本文でふれているのは、その230条『妻ハ夫ガ共同ノ家ニソノ情婦ヲ引入レタ場合ニハ、夫ノ姦通ヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ為スコトヲ得ル』という規定であるが、同条は1884年7月27日の法律によって、『妻ハ夫ノ姦通ヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ル』と改められ、前条における夫のがわからの離婚訴訟の規定と平等に扱われることとなった。<sup>(7)</sup>」

親切な訳注である。ここでの「共同ノ家」は「正妻のいる家」にあたり、conjugal home とイギリス語訳されているものである。「情婦」は「妾」である。本文での訳文と訳注での訳文とのちがいがきにかかるが、さまざまな訳文をよむのはよいことである。

ちなみに1884年7月27日の法律は、エンゲルスがこの本の第1版の原稿をかいてしまったあとでのことである。もちろん彼は第4版では、この点でかきあらためたりしていない。条文のうえで平等にとりあつかわれるという離婚制度の確立（財産管理は夫の権限下にあったので、離婚は女に不利であった）にいたっただけのことであるからと、ふれなくてもよかったとみてよいようである。

これはともかく、このようなナポレオン法典をとりあげるエンゲルスの論述が、法律をまなんでいた東大法学部助手の内藤吉之助を感動させたのかもしれないが、彼がその論文「歌垣の源流」のなかで、わが国のカガヒを共同婚の遺制とみななかった。その学友とされる中山太郎によって著作『日本婚姻史』のなかで批判されているのであるが、拙著『日本神話学—神がみの結婚』127頁をよんでほしい。

(注)

(1) MEW (『マルクス・エンゲルス著作集』ドイツ語本) 第36巻, 編注 273。CMЭ (『マルクス・エンゲルス著作集』ロシア語本) ではよまれない。

(2) シュリッターが「社会民主党の出版社長」であると、MEW第36巻の人名索引にかかっている。

(3) MEW第36巻 742頁。なおエンゲルスはこのような第2版、シュトゥットガルト、1886年刊を、『宣言』1888年版の注のなかで、つかっている。

(4) 『イギリスにおける労働者階級の状態』(国民文庫) II, 248頁。

- (5) 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』（岩波文庫），82頁。
- (6) 内藤吉之助訳『家族，私有財産及び国家の起源』118頁。同書130頁では，ナポレオン法典第312条が第321条とミスプリントされている。
- (7) 戸原訳本，261～262頁。なお1829年刊のバルザック『結婚の生理学』（安土・古田共訳，全集第2巻）では，「姦通した妻にたいしては罪をおかした場所のいかんを問わず罰を宣告している法典の条文と，夫婦の家に妾を住まわせていない限り夫を罰しない条文とは，自宅の外に情婦を置くことを暗黙のうちに認めている」とかかれている。

---

共同体の人類史像

布 村 一 夫

- I フェティッシュをなげすてる
- II 共同体の人類史像
- III 『文明の起原ノート』について
- IV 民族学と歴史学と
- V L・H・モルガン100年忌

---

1200円 長崎出版

予 告

女性史研究 第20集 '85・XII

特集 『日本婚姻史事典』

---

1984年12月1日 印刷

1984年12月1日 発行

女性史研究

第19集

頒価 500 円

(送料実費)

東京事務局

編 集 家 族 史 研 究 会

東京都中野区新井4-27-6-801

☎165 Tel 東京(03)385-0147

振替口座・東京 3-12894

熊本事務局

熊本市池田3-2-30 犬童方

☎860 Tel 熊本(0963)54-6158

振替口座・熊本 6-13171

家族史研究会熊本事務局

---

共 同 体 社

---

(中性紙を使っています)

